

令 和 6 年

大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 4 回 定 例 会 1 2 月 5 日 開 会
1 2 月 6 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 6 年 12 月 5 日 (木曜日)

第 4 回 大蔵村 議会定例会 会議録
(第 1 日目)

令和6年12月5日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
10番	海藤邦夫君		

欠席議員（1名）

9番 鈴木君徳君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課課長補佐	岡部雅人君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君

地域整備課課長補佐

今 井 啓 之 君

教育課課長補佐

八 鍬 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐 藤 信 一 君

議事日程 第1号

令和6年12月5日（木曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

・所管事務調査報告

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第4回大蔵村議会12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、執行部並びに議員の皆様には公私ともに、何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、年末の御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げます。

ただいまの議員定数は9人です。鈴木君徳議員から欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりあります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番須藤敏彦議員、4番佐藤勝議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案などを検討した結果、本定例会の会期は、本日12月5日から12月6日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日12月5日から12月6日までの2日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（海藤邦夫君）　日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と併せて報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　お集まりの皆様、改めましておはようございます。

令和6年村議会第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、天気予報に雪マークが出てきた、そういった何かとお忙しい中、傍聴いただきました皆様方には心から厚く御礼を申し上げます。そして、このたびの職員によります飲酒運転につきましては、心からおわびを申し上げるものであります。本来、法を守るべき立場にある職員が、酒気帯び運転により検挙されたことに対しまして、私をはじめ、全職員が厳粛に受け止め、深く反省をしているところであります。これまで職員に対しては飲酒運転の禁止を含め、法令遵守と服務規律について、機会があるごとに注意喚起をしてきたところではあります、今回、このような不祥事が起きたことを真摯に受け止め、二度と起こらないよう、綱紀の肅正に努め、村民の信頼回復に向けて取り組んでまいる所存でございます。

さて、月山や葉山はすっかり雪化粧しておりますが、師走に入り一段と寒さが強まり、今年も残すところ20日余りとなりました。今年の元旦は石川県能登半島地震が始まりであります。1月2月は小雪で、なおかつ暖冬ということ、そして、夏の豪雨による災害だけではないよう願うばかりであります、7月25日から26日にかけて、庄内・最上地方を襲った梅雨前線に伴う線状降水帯が発生し、河川や道路、農地を中心に基大な被害が発生をいたしました。災害復旧につきましては、国の災害査定がおおむね終了し、復旧関連事業予算を補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

災害により大きな打撃を受け、疲弊した農業ですが、この秋、米の値段が大幅に上がりました。令和5年産の米は夏の猛暑と少雨により生産量が減少し、さらに、1等米比率も大きく低下、加えて、コロナ禍の収束やインバウンドの回復等により外食産業が急拡大し、春以降は米の需要が増加し、世に言う「令和の米騒動」が勃発しました。こうした状況により、令和6年産米の米価は大幅に上昇いたしました。また、高温障害に対する農家個々の栽培技術がしっかりと対応できたことで、1等米比率が95%を超える見込みと聞いております。これを昨日の段階で確認したんですけども、農協の大蔵支店では管内のパーセンテージが96%まで上がったそうであります。なおかつ、米の集荷率でありますけれども、96%、同じということも聞いてございます。こうしたことから、農家にとっては、生産資材の高騰もありますが、ようやく持続可能な稻作経営ができる水準に近づいたように思っているところであります。

園芸作物においては、昨年に続き、記録的な高温に加え7月下旬からの大雨により、生産量がほぼ全作物で減少いたしました。幸い、昨年同様に、市場単価が高水準で推移したため、昨年並みの生産額を確保できたと聞いて、安堵をしているところであります。来年度は基盤整備事業が、白須賀に続き清水合海水地区で本格化いたします。中山間地域においても、6年産米の価格が維持され、離農に歯止めがかかるなどを期待するものであります。

最後に、多くの皆様方から御意見をいただきました役場新庁舎建設に関しましては、村ホームページ等でも随時、進捗状況についてお知らせをしてまいりました。建設用地の造成工事が8割方完成しております。全協でも、担当課より報告をさせましたが、委託していた地質調査から、基礎工事における支持層においては調査全5つの地点でG.L.、地表からですけれども、10メートル前後でn値が50回以上を記録していることから、地下10メートル前後を支持層と判断、また、G.L.、地表から4メートルまでに地下水を確認しましたが、いずれも自由地下水で、季節的なものであると判断をされております。液状化については、各土質別震度における液状化抵抗率から、ため池側の1地点において細砂、砂礫層のごく狭い層で軽微な液状化は発生する可能性はあるものの、上下の固い粘性層で挟まれていることから、地層全体が揺らぎ、建物に影響することはないと判断をされ、調査結果から問題ないと判断をしているところであります。一部の方に御指摘をいただいた軟弱地盤へのリスクも心配なく、実施設計も間もなく完了し、7月の着工に向けて準備を進めているところであります。今議会には、条例の一部改正や補正予算など9議案を御提案させていただきますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いし、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

今日一日、どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、報告が2つ、ございます。

まず、1つ目です。前のほうにある賞状の枠、それを御覧になってください。昨日、県から認定証を頂いてきたということあります。その認定証です。これは、里の名水・やまがた百選「升玉の清水」という名称で頂きました。清水と書いてスズと読みます。これは昔からオスズといったそのスズだと思っております。令和6年度の里の名水・やまがた百選に、升玉地区に湧き出でおります升玉の清水が追加選定されたところであります。6月に県環境エネルギー部の水大気環境課へ申請をしたところであります。申請者、一応、役場の職員ということで、産業振興課商工観光係の小林孝一さんが代表でしてくださったわけでありますけれども、村の升玉の地内ということで、大蔵村にということになりました。7月に水質の検査がありまして、9月12日に現地の審査が行われ、このたび、選定に至ったところであります。現地審査は、選

定委員、専門家含め10人がいらしたということでありました。その中の一人で、座長格ですけれども、専門家であります山形大学の八木名誉教授によれば、月山の雪解け水が地下に浸透して何百年もかけて升玉の地に湧き出ているものだということだそうであります。大腸菌、不純物は一切検出されておりません。毎分1,000リットルが噴出し、水温8℃という低温で、県内でも珍しくまろやかでおいしい湧き水だということであります。現在の管理や八鍬土建さんがしてくださっております。大蔵ワサビの栽培にも使用されているということで、これからの大蔵村の名所の一つとしてPRをしていかなければならぬと思ってございます。当然、そこの整備といいましょうか、若干の費用がかかるものだと思ってございます。よろしくお願ひをいたします。

それから、2つ目であります。2つ目は、温泉総選挙の結果ということであります。過日、行われました温泉総選挙2024の湯治ウェルネス部門で第2位ということで、全国で2位であります。それからもう一つが、省庁賞ということで、その受賞にノミネートされているということ、皆さんも御存じのとおり、温泉総選挙は毎年行われているものであって、2016年から国の5つの省庁後援の元に実施しているものであります。国民参加型の温泉地活性化プロジェクトということでありますけれども、開始以来、大蔵村、1位もございましたし2位、3位もございました。そういうことで、全国の数多い温泉地の中からこういった形で選んでいただける、これは非常にありがたいことであり、全国からそういったお客様が来ていただけるという証になるのではないかと思っています。今後もいろいろな形で、皆様方と共に肘折温泉のPRに努めていかなければならぬと思っております。ぜひ、御支援のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 総務文教常任委員会より、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、ここで総務文教常任委員長より報告をお願いします。7番佐藤雅之議員。

○7番（佐藤雅之君） どうも、皆さん、おはようございます。

総務文教委員会からの所管事務調査報告をします。ペーパーはである調で書いてあるんですが、ですます調に直して、あと、若干誤字がありましたので口頭で修正しながら報告したいと思います。

総務文教常任委員会所管事務調査報告。

令和6年12月5日 総務文教常任委員長 佐藤雅之

村議会総務文教常任委員会は、去る9月19日、村内の介護事業現場の実情を視察、調査する

目的で社会福祉法人大蔵福祉会理事長高橋哲子さんを訪問し、特別養護老人ホーム翠明荘で介護業務を視察しました。その後、理事長、総長らに村内介護の実情や課題について聞き取りを行い、意見交換を行いました。同法人からは、3つあるんですが、①人材の確保と育成についてという課題、②施設の老朽化とその対応についてという課題、そして③が物価高騰に対する対処についてなど、法人が今抱えている課題について、大きく3点が挙げられました。まず、人材の確保や定着、物価高騰などはあらゆる産業でも今共通の課題となっているものであります。しかしながら、公的保険制度の枠組みの中で、これら社会経済情勢の変化に対応することは他分野他業種に比べても一層の困難な課題であることを改めて認識をいたしました。近年、コロナウイルス感染症を契機とした危機管理体制の強化や、頻繁な制度改正とそれに伴う業務の複雑化、高度化が進んでいます。しかし、それに逆行するように人材不足が顕著になっています。この間、業務を絞り、集中を図る中で、ホームヘルプサービス翠明が令和3年3月末で休止を余儀なくされるなど、村内の介護サービスの提供にも支障を来す状況が生まれています。

また、いわゆる働き方改革が職場環境の改善につながるのか、注視して見ていく必要があるとともに、村や村議会も人材確保に向け、力を尽くす必要性を痛感したところであります。さらに、特別養護老人ホーム翠明荘は平成11年に増床しているものの、新規開所年は平成4年であり、新規開所以来、既に30年を超え老朽化に対応する修繕等が毎年のように発生し、課題となっています。また、物価高騰は給食委託費の引上げ等にも直結しているなど、1事業体の経営努力だけでは限界があることもうかがえました。民間に行政がどこまでどのように支援ができるかは、慎重な検討を要するものですが、村の介護と地域の安心のとりでを維持するために、一層の支援と関係者とのより活発な意見交換の必要性を感じた次第であります。

さらに、同日、続けて村地域包括支援センターを視察いたしました。同センターの機能と役割について、改めて確認した後、本村の高齢者の介護予防の取組を中心に、事業の内容や効果等を聴取しました。ふれあいサロンへの支援や冬季ピンピンピックの開催など、健康寿命を伸ばす観点からの取組が紹介されました。とりわけ、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士などの専門職が相互に連携して重層的な支援を行っていることが、より介護予防に効果を上げる要素となっていることが確認できました。この連携を構築する上では、各専門職がネットワークを生かし、連携に努力している姿がうかがえました。議会もピンピンピックなど、各種企画に積極的に参加して、健康寿命を伸ばす機運の醸成に力を注ぐべきとの思いを抱く視察となりました。

以上であります。

○議長（海藤邦夫君） 議長としての報告事項は印刷してお手元に配付しておりますので、御了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、一般質問に入ります。

会議規則第61条の規定により、指定期日までに6名の通告がございます。

通告順に発言を許します。

4番佐藤 勝議員。

〔4番 佐藤 勝君 登壇〕

○4番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

また、お忙しい中、傍聴においていただきました皆様には心から感謝申し上げます。

本日も6名の方の一般質問がございます。また長時間になると思いますけれども、最後まで、村長さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入ります。

私は「中山間地域等直接支払いの対応は」ということで、村長に質問します。

中山間地域の集落や農地の管理に対して、平坦地区等厳しい環境にある中山間地域の格差是正のため、集落協定に対し補助金の交付や事業の手助けをするのが中山間地域等直接支払制度であります。この制度も今年で5期目が終了します。過去25年間、中山間地域においてこの精度の恩恵は計り知れないものがあります。もし、この制度がなかった場合、中山間地域の集落や農地は既に消滅していたかもしれません。これは、大蔵村に限らず全国的な中山間地にも言えることであります。来年度からは6期目に入ることになりますが、各集落ではこの制度への取組の是非に対し、多くの問題を抱えながら決断を迫られています。最大の問題は、協定に参加する農家の減少や協定者の高齢化による労働力不足であります。この制度への取組当初は、参加者も多く事業の推進にも大きな問題はありませんでしたが、年を増すごとに参加者が離脱し、現在は当初から見れば約半減しております。当然、その分、参加者への労働負担が多くなります。それに加えて、慣れない事務処理も大きな負担となっています。しかしながら、これらを理由に制度への取組を放棄すれば、近いうちに集落や農地は必ず消滅すると私は思います。何とかこのまま事業を継続したいと思っていますけれども、問題解決の有効策は見つかりません。村長はこの現状をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 佐藤 勝議員の「中山間地等直接支払いの対応は」という質問にお答えをいたします。

佐藤議員からは、今年の3月議会でも中山間直接支払いの取組はということで、本制度の取組方や率直な考え方について御質問をいただいております。その折には、中山間地域等直接支払交付金等の日本型直接支払制度がいかに農地の維持に貢献し、日本の農業を支える重要な精度であり、今後も制度の継続性等について強く国等に働きかけていくことや、第6期対策の制度をできるだけ早く把握し、その対策に対応した取組への支援や指導を図っていく。そして、人口減少や高齢化等により集落の維持すら見通せない状況に直面していることは村としても認識はしておりますが、事業に取り組むのは各集落協定であり、今後、どのように取り組んでいくのか検討していただいた上で、村も一緒になって問題解決に向けた取組につなげていくとお答えをしたところがありました。10月現在、本制度は令和7年度以降も継続して施行される見通しとなっており、11月8日に四ヶ村地域限定となりますが、地区のワークショップの折に各協定への制度説明を実施をしております。

さて、今回いただいている現状をどう捉え、どう指導していくのかという御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、協定に参加する農家の減少や高齢化による労働力の不足は、一朝一夕で解決できる問題ではないことから、これまでどおりのやり方では本制度に継続的に取り組むことは難しいと考えております。それを踏まえますと、今後の取組の方向性としては、2つの選択肢があると考えております。

まず、1つ目でございます。集落協定や多様な組織等が参画したネットワークの形成でございます。この取組により、事務作業、草刈りや機械・施設利用等の共同化を図ることで労力等を補完し合いながら、将来に向けた農業生産活動を継続することが可能になると考えます。特に、四ヶ村地区に関しましては、四ヶ村開発協議会をはじめとして四ヶ村の棚田振興協議会、棚田米生産販売組合、四ヶ村の棚田ほたる火コンサート実行委員会など多様な組織が存在し、それらをうまく集落協定と連携させることで、地域づくりについてもさらなる効果を発揮するものと期待をします。

2つ目といたしましては、管理する農地の縮小でございます。今後、継続して営農可能な農地を選択し、取り組める人数で取り組める面積を管理することも考えいかなければなりません。面積が減れば、交付金の額も減額となってしまいますが、管理する農業者の方々の負担を

考慮すると、これもやむを得ない選択であると思います。農家の皆さんにとっては先祖代々受け継がれてきた農地を後世に残すことは重要な責務であるということは理解をしておりますが、それが皆さんの生活の過度の負担になってはならないとの考えもございます。また、中山間の取組が負担となり、地域を離れなければならなくなつたなどということは決してあってはならないことだと思います。先ほどお話しをしたとおり、あくまで中山間地域等直接支払交付金事業に取り組むのは各集落協定でございます。今後、第6期対策に向けての5年間を見越した取組方針を検討していく必要がありますが、村としては、そのための制度理解や課題解決に向けて各協定との関わりを強化していきたいと考えているところであります。

もちろん、村単独で実施している山間地域等農業機械導入支援事業等の耕作条件が不利な地域に対する支援については、今後も継続してまいりますので、議員各位におかれましても集落の今後を見据えた中山間地農業の在り方についてや、各集落協定に対して御指導いただけますことをお願いを申し上げて、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） この件に関することは、先ほど村長が申し上げたとおり、3月の定例会でも質問しました。まだ、あまり月も経過しておりませんので、考えはあまり変わらないと思いますが、改めて確認の意味で質問しますので、よろしくお願いいたします。

先日、協定を結んでいる四ヶ村全体を対象に6期目の取組について、予備的な説明会がありました。この説明会には県や村の担当者や、協定を結んでいる集落の役員など、20人ぐらいの参加者があり、多くの質問がありました。県の説明では、まだ国でも方針は完全に決定したわけではないので、詳しいことは答弁できないということでした。これは県でも分からぬということは、当然村でも分からぬと思いますので、無理な答弁は求めませんが、我々は間近に迫っている6期目の対応は急がなければなりません。今度の説明会では、先ほど村長の答弁ありましたけれども、現状のままで事業に取り組んだ場合、国からの交付金は現在の8割程度、最初は6割程度と言ったんですけれども、だんだん話している間に8割になりました。また、協定集落全般に言えることですが、6期目に入ることになれば、役員の変更もあります。それよりも大きな問題は、協定に参加する農家の減少や管理面積が大幅に減少することが考えられます。面積が減少するということは、その分、交付金も減少することになるのは当然であります。このようになった場合を考えれば、今まで交付金を利用して計画的に取り組んできた水路や農業用施設の管理、農地の集約、平場への農地の賃借など、根本的な見直しが必要となります。これは、大変な作業ですが、特に、平場への農地の賃借は大蔵村の農業体制にとって大変

重要なことだと私は思います。その構成にもかなりの影響を与えると思います。その辺のことろを村長はどう思いますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から本当に自分が参加をしながら、地域の中心となっていろいろなことを進めていただいている、その不安と大変さ、そして、今後の将来に向けたことについての不安をお話しいただいたと思ってございます。今回の質問の趣旨は、自分たちでも考えているんですけれども、集落の方々が自分たちでは考えているんだけれども、なかなかからちが明かない。それで、村としてどういう考え方、そしてその集落の方々を導いていただけるのかということの、私は質問だということに捉えまして、大きく2つに分けて答弁をしました。これ以外にあれば、またそれはそれとして考えていかなければならぬ。今のお話を伺いしますと、交付金、受け取る額が少なくなる。そうしますと、いろいろな面に及ぼす影響が大きくなる。そのことをどう捉えているかという質問だと考えます。私は、そこにいく前に集落として今後の第6期に向けてどういう考え方で整理をしていくのか。それをはっきり集落の方々が決めない中では、仮定の話として、もしなくなったらということでは駄目だと思うんです。ですから、あくまでもこれは集落協定ということでありますので、今、私が提示したこの2つしかないでしょという考え方に対して、集落としてどんな考え方でいるのかということでこれから進めていかなければならぬと思っています。そこで、私、中山間地直接支払いの金がどれぐらい集落に入っているのかと、恐らく議員の皆様方も知っている人は知っていると思うんですけども、知らない人が多いのではないかと思っています。あえて、この場ですので集落名を申し上げて、これぐらいのお金が入っているんだと。ただし、これについては、後から申し上げますけれども、決して国だけのお金ではありません。村単体のものも入ってございます。記入しなくても結構です。必要であれば、これは私、後から皆さんにお配りします。この場で読み上げさせていただいて、記録に残るものですから。

滝ノ沢集落には750万円、入っています。それから豊牧集落には1,520万円、それから沼ノ台集落、920万円、それから平林集落については450万円、この四ヶ村の中でも額が結構違います。これは面積だけではございません。協定の仕方にいろいろな要領がありまして、それに加入することによってさらにここに入ってくるお金が高くなるということもあります。これについては、滝ノ沢集落と豊牧集落が入っておりまして、沼ノ台と平林が入っていないんです。加算分といいましょうか、そういうことです。それからほかの地域についてもそうです。比良稻沢白須賀集落協定については870万円、それから桂集落協定については340万円、それから藤田沢

集落協定については410万円、それから塩集落協定については280万円、合計でおおよそですけれども4,750万円のお金が入ってございます。そのほかに、多面的機能支払交付金というのもあるんです。これが村全体として2,600万円入ってございます。これと合わせると7,400万円というお金がこういった補助金の中で入っていることになるんです。これは莫大な金額であります。そういったことで、そのうちのお金の出どころですけれども、国が50%、県が25%、村が25%でございます。つまり、4分の2が国、4分の1が県、4分の1が村ということになります。そういったことで、村は本当に中山間地の皆様方、山間地の皆様方が大変難儀をされて稻作農業をやっていらっしゃる。それについて大蔵村は単体で農機具補助もやっています。そういうことで、できるだけ支援をするという形で頑張っているところであります。そういった中で、先ほど議員からはそのお金が入らなければ、あるいはどうなるんだということですけれども、私ども行政としてはできるだけ多くの補助金なりそういう支援が入るような、そんな形で持っていきたいという考え方で、地域集落の皆様方にはいろいろな提案をしているわけでございます。ぜひ、その意図を酌んでください、そしてその判断は地域の皆様方がやっていただく。それが基本だと捉えているところであります。そういうことで、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 私言っているのは、交付金の金の問題だけ言っているではありません。今いろいろ何万円とか何千万円と言ってもらいましたけれども、それはあまり私問題にしません。もらうには絶対間違いなくもらったほうがあるがたいんですけども、要は、もらうまでにいくまでをどうするかが我々は問題だと言っているわけなんです。さっきの報告、それで米の問題も出ました。値上がりして大変、今年、村長言うとおり、何十年ぶりか、米価が大幅に上昇しました。これは米生産農家にとっては大変ありがたいことであります。でも、この価格が本来の価格であり、何も驚くことではありません。ありがたがることもありません。これが本当の本来の価格です。今までの価格が安かつただけであります。農家の皆さんは今まで何十年も機械の購入、肥料、農薬、その他生産材の高騰により米の販売収入よりも生産費用のほうが多く、毎年赤字経営が続いていたんです、今まで。この状態がもし長引けば、農家の農業離れが増大することに危機感を持った政府の一時的な皮肉な策だと私は思っています。必ず米上がったから喜ぶわけではありません。これは昔の豊臣秀吉と同じです。農協とか商社があまりお金いっぱいいたら力強くなるとまずいから、それを吸い上げて抑えましょうというそういう感じでやった政策の一つだ。皆さんはどう思うか知りませんが、私はそう思っています。

また、今年米価が大幅に上昇したからといつても、来年の作付面積を増やすことなどはできません。また、離農者が少なくなることも多分ないと思います。ただし、国がこれから何らかの施策を講じて、何年かの間、国民の主食である米の価格や生産農家への手厚い保護政策があれば、農家の考えも変わるかもしれません。先日、行われました衆議院の選挙、ありました。候補者の公約のちょっと隅っこに少しずつ中山間地の集落や農地のことが書いてありましたが、実際、選挙運動に来て演説した場合、農家の前で中山間地の問題を話した人は誰もおりませんでした。非常に残念だと私は思っています。思っていましたけれども、昨日テレビ見たら、名前は言えませんけれども、ある議員さんが総理にこの中山間地の支払制度とかため池とかそういうことを、最上川の何とかという話、やっていました。これは先生方も幾らかはこの辺のことを知っているんだなと、気にしているんだと思っていいなと思ったけど、できればそういう先生方いっぱいいいなと思いました、取りあえず。でも、そんなことを言ってもしようがないんですけども、話している私も超高齢者になりました。ときどき考えるんですけども、この直接支払制度があるうちに苦労して米作り継続するより、この制度を活用して協定した面積、それは農地を守るためですから、集落を守って管理をして、米作りしているより余力、時間余ると思う。だから、小さい規模でもいいから生産費の少ない米作り、先ほど言った1万円赤字と言ったけれども、そんなにかからないで費用とか労力の少ない、前も村長もずっと言っていたんですけども、高収入作物の栽培に切り替えるとかそういうことをやりながら、その交付金をもらしながら農地を守る、そういう方向に指導していったらどうか。これはただ私が考えているだけですけれども、どうなるか分かりません。実際、私の場合、経営申し上げますから、村長、ちょっとメモをお願いしたいと思います。私の場合は150アール、1町歩の米とピーマンは12アール、その他に減反に約80アールぐらいの山菜を栽培しています。今年の場合、まだ精算できておりませんから詳しいことは分かりませんが、昨年の例をとって申し上げますと、10アール当たりの収入がピーマンのほうが米の収入の約23倍の収入あります。生産費や労働力もそんなに厳しいこともなく、高齢者や会社に勤めていた方も栽培できます。ただ、小規模であっても収入あればいいんですから、それが高収入の作物です。ちなみに、10アール当たり米とピーマンの比較、私の家の場合です。申し上げますと、米の場合、我々のところは大体8俵しかなりません。去年まで1万5,000円ぐらいでしたから、1反歩12万円掛ける1町5反ですから180万円、生産費が130万円、収入が1万円、つまり1町5反つけていれば15万円の赤字です。ピーマンの場合ですけれども、売上げが約340万円でした。仮に、米で340万円取るには280アール、つまり2町8反の作付が必要になります。つまり、ピーマンは反当たり計

算すれば米の23倍の収入と得られることになります。全て全部がそのもの転作していろいろなニラとか何かいろいろ植えていると思うんですけれども、全てがこの値段になると思いませんが、様々な面から計算した場合、中山間地の農業を継続するにはこういうものを大々的ではない、取り上げて少しずつでもいいから推進していったらどうかと私の提案ですけれども、村長、いかがですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員さんからは自分の経営内容を全て明かしていただいて、そして、去年の実績の中での収益の比較もしていただきました。分かりやすくて、皆さんがあるほどと納得できるものだと思っております。村ではそういったことを見越して農産加工場、三和食品からおいでをいただき、ああいった形での経営をやっているところであります。何が一番の目的でやったのかというと、また繰り返しになろうかと思いますけれども、私は中山間地域の農業の確立ということで申し上げた経緯がございます。今のところ、米余りということはずっとこれは避けては通れない。だったら、米に代わる、何とか全てがそういうわけではありませんけれども、減反したところぐらいには何とかそういった高収益作物が作付できないか。作付しても、それを自家用、あるいは親戚に配るとか知人に配る、そういうことだけでは収益につながってまいりません。そういうことで、そういうものも出荷できる、受けていただける、そういう受皿をつくるなければならないということで、ああいった形態の中での工場を誘致したところであります。そのことについては、議員の皆様方からも賛同をいただき、国の支援をいただき、県の支援をいただき、ああいった素晴らしい加工会社を誘致することができました。ところが、今お話しになっているとおり、作るもの、何を作るのかということが一番問題でした。工場としてはシソの葉っぱだったんですけども、それについてもなかなか農家の方々から理解をしていただけなくて、まだごく一部でということあります。今の経営としては、加工会社としては大蔵村で取れる農産物についてはほとんどのものを引き受けますので、ぜひ納品をしてくださいという形でお願いをしているところであります。今、佐藤議員さんからはそういったことで一つはピーマンのお話をいただきましたけれども、ピーマンについては今のところ農協出荷ということで、これは生産部会もございまして、ある程度の人数が作っているからこそ農協でもそういった取扱いができる、そういうことだろうと思っています。今後は必ずしも田んぼだから稻を作るということではなく、そういう収益を目的でありますので、収益の高い高収益のあるものを作っていくかなければならないというのが、これは当たり前のことだろうと思っています。村としましても、再生協議会の中でどんな品目ということもいろいろ

ろ策定をしながら、村の重要品目ということで何品目か指定してございます。それについては出荷の価格以外に補助金として支援をしているということもございます。そういうことで、今、佐藤議員から言われたとおり、四ヶ村、あるいはその地域地域に合った作物の選定も含めて、村としてさらにいろいろなことを研究、そして品定めをしていかなければならないのではないかということを、今、また改めて感じたところがありました。そのことについては、私も佐藤議員と全く同じでございます。

それから、補助金の在り方についてですけれども、これは国や県に全てなんですけれども、私はこんな言い方をしているんです。例えば、今の大蔵村でやっている村単体の農機具補助金、これについては、議員御存じのとおり、100万円まで村で1戸当たり補助をしているという、これは非常に珍しい補助金の在り方だと思っています。私はこれを県や国に申し上げますと、非常にいい補助金だと言っていただけます。ただ、いい補助金だけで止まっているんです。私はさらに突っ込んで何が言いたいのかというと、そういった補助金に対しては県国のかさ上げが必要だということを言っているんです。日本全国、北から南に国土は非常に広うございます。そういったことで、雪の降る地域、雪の降らない地域がございます。農地の条件もそれ違います。そういった中で、いわゆるオーダーメード型の補助金の創設をしていかなくてはいけない。そのことを重点に申し上げております。そういったことで、各自治体の首長が認めるそういった補助制度については、国県のかさ上げをするということをぜひ実行していただきたいということを提案しております。例えば、今の大蔵村の農機具補助金にしてみれば、中山間地域ということで限定をしておりますけれども、それをある程度平野部まで広げるとか、あるいは、中山間地においても村の首長が認める施策であればそこに県とか国のかさ上げが行えるように。例えば、今大蔵村で100万円しています。それはパーセンテージではなく、上限を100万円として押さえています。そこで100万円という金額であれば、残りの2分の1、これを国と県で支援する。つまり、150万円まで支援することになりますよね。そういう具体的なことも申し上げております。県の場合は、それは非常にいい考え方だということで認めていただきましたけれども、まだ具現化してございません。けれども、言ってすぐではなく、これがずっと言い続けることによって今までいろいろな施策、補助体系が変わってまいりました。そういう努力を惜しみなく続けていくことも大事だと理解してございます。今、佐藤議員から言われたことも含めて、私どもも鋭意努力してまいりますつもりです。今の佐藤議員の考え方にも私も賛同いたしますし、そういう方向に向けて頑張ってまいりたいと思っています。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 大変前向きな答弁だったと思いますが、いつ実現するか分かりませんが、それを楽しみにしたいと思います。

今、村の主催ですけれども、ある集落で今後、集落や農地を守ることを目的として農地の維持や集約、農業の継続などについて地図や表で区分けして、意向調査が行われています。何回もその話合いで、大筋の形が見えてきたかなと思っております。その中で、今後、農業を継続するために農地の集約や、耕作を継続できる農地とできない農地を区分してみました。もちろん、耕作できない農地でも協定した面積の維持管理は行います。この話合いの中で、一番難しい問題となったのは、農地の集約があります。まず地形的に、平場と違い各個人の農地がばらばらな上に、隣地までの距離があること。持ち主の農地に他人の農地が入っていること。つまり、ごちゃ混ぜになっている農地が多いということです。集約するにはどこを中心にするのか。水路はどうするのかなど、問題が多くあります。まず、その中でも一番問題なのは、経営するにはやはり集約しなければなりません。集約するには、換地が必要になってきます。農地そのものの交換は持ち主同士の話合いでできるかもしれません、事務処理や登記関係、その経費など、その手続が大変なことです。今、村で基盤整備事業に関しては形はどうあるか分かりませんが、手続や費用などは全部、村で行っていると承知をしておりますが、もし、山間地域での農地の集約に取り組むとしたら、基盤整備事業と同等に取り組んでいただけるのでしょうか。多分、基盤整備事業は国でやっている事業であるからできるが、この件に関しては村では難しいということになると思いますが、そうであれば、村長が常に言っている村の特徴を生かして継続できる農業にはならないのではないですか。村長の考え方を、時間もありませんので短くお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 土地改良事業でやっている基盤整備についての換地を受けて、そういう登記も含めて、私は土地改良区が主体となって行っていると理解をしてございます。そういうことで、全てが役場でやっているということではございませんので、そのところ、私の考え方と言っていることが違うのかということを確認をしたいと思います。課長、お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 基本的に、今、こちらの平場でやっている事業については県営の基盤整備事業ということで、事業主体は土地改良区が行っているものでございます。ただ、県営とは限らず、村が行う団体営事業というのもございまして、それは条件を満たすことには

よって補助対象になるというところでございます。今、資料を持ち合わせていなくて、中山間地域でどのような基盤整備事業ができるかというのははつきりここで申し上げられないんですが、そういう形で中山間地で区画整理を伴う事業を行うことは可能ではあると思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、私の申し上げたことが間違っていないということがお分りいただけたと思います。それで、役場が全てをやらなければいけないということではないということも御理解をいただけたと思ってございます。ただ、私が申し上げているのは、全てが役場、あるいは行政で行うというものではないということあります。議員も御存じのとおり、一番主体となるのは、土地改良もそれから基盤整備も農地を持っている農家の皆様方の合意がなければできないということあります。今、大蔵村のある地域で災害を契機として基盤整備という話もありますけれども、ただ、地元の思いだけではできないこともあります。そういういろいろな難点がありますけれども、それを一つ一つクリアしていくこそ、初めてできることであって、今、佐藤議員がおっしゃるような簡単なものではないと思ってございます。そのことを御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 今、答弁いただきましたけれども、それはできない、それはなかなか難しいということは分かっていて質問がありました。できればやってもらいたいという感じがありました。いずれにしても、今までいろいろ質問したりしましたけれども、農家本人がやる気なければ何もできることは、私たちは分かっております。でも、農家が本当に農業をやって農地を守るという意識あって、こういう制度があって、使うということを役場が指導して、それに事業を持っていく。そういう考え方で進んでいかなければ、本当に近いうち、私はもう年ですから関係ないと言えば関係ないんだけれども、そういう無責任なことを言っていられませんので、このままでは近いうち、本当に消滅するかもしれません。いつか、大分前言ったけれども、自然消滅が一番楽なことと私申し上げたことがあります。それは誰も責任を負うことないし、一番楽なことですけれども、それでいいのかと言ったことがありますけれども、そうならないよう期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 1つだけ、言わせてください。最後に、一番まとめとして大事なことを言っていただいたと思っています。それで、佐藤議員、逆に私から質問ではなく、私の今日言

ったことをひとつ地域に帰ってから確認をしていただきたいと思います。というのは、私が申し上げたかったのは、今日1回目の答弁でも申し上げましたけれども、四ヶ村にこのお金だけでも3,000万円以上のお金が入っているんです。このお金を使ってネットワーク化をすれば、私は可能だと思うんです。必ずしも皆さんだけではなく、いろいろな業者なりそういった方々を頼んだり、日雇いのような形で頼んだり協力し合ったり補完し合ったりするわけです。そういう使い方で、このお金を使つう。もちろん、皆様方の個々の懐に入れることも大事です。でも、共同でそういうことをするということによって、よりもっと補助金は頂ける方式になるはずであります。そこをできないでしょうか。でなければ、面積を減らしてそこに集中してその地域の農地をしっかりとやっていく。その2つに1つかと思うんです。その判断を、役場ではできませんので農家の皆様方がぜひしていただきて、その結果として村に相談来ていただければ、村はいろいろな支援、あるいは協力もするということはお約束をするということであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩します。

再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

ここで、先ほどの佐藤議員の一般質問に対する答弁で訂正があります。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、議長からお話を伺ったとおり、先ほどの私の答弁の中で、直接支払いの交付金の金額について、私の読み間違いましたので、1か所、訂正をさせていただきます。

比良稻沢白須賀集落の協定を868万円と、870万円と読んだんですけれども、これは87万円の誤りでございます。ここだけです。実は、自分も読んでいながらなぜ白須賀のところ、比良稻沢で870万円と多いんだろうと思って疑問に思いながら、私の書き方が間違っていたものですから、そんなふうになりました。訂正しておわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 一般質問に入ります。

3番須藤敏彦議員。

〔3番　須藤敏彦君　登壇〕

○3番（須藤敏彦君） 皆さん、おはようございます。

「7月豪雨災害の復旧・復興の現況について」村長に質問いたします。

最上庄内地域中心に、7月25日から降り続いた雨は記録的な大雨になり、本村にも甚大な被害をもたらしました。被害の爪痕は、今なお、各地に残されている。今回の大雨による被害総額は災害では過去最悪な状況にある。銅山川、赤松川流域の河川の氾濫、村道、農道、田園を潤す各水路などの決壊、崩落、村の主要産業は農業、観光であり、国も激甚災害に指定したが、現在の復旧・復興の状況について、明確なお考えを伺いたい。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「7月豪雨災害の復旧・復興の状況について」という須藤議員の質問にお答えをいたします。

9月定例議会の報告でも述べましたとおり、令和6年7月25日からの豪雨により発生しました災害におきましては、村全体に多くの被害をもたらしました。被災状況につきましては、11月21日に開催された議員全員協議会の席上で説明したとおり、被害の全貌が見えてきたように感じております。村といたしましては、被災後においては、迅速な対応を心がけ、応急的な復旧、そして本復旧に私以下職員一同、取り組んできたところでございます。須藤議員からはその後の復旧・復興の状況について質問がありましたので、担当部署ごとにその状況を説明したいと思います。

まず初めに、危機管理室が担当する床上浸水2戸に関する復旧状況を説明いたします。場所といたしましては、稻沢地区に1戸、そういった本合海の中の目地区というところですけれども、そこが1戸です。被災された住家がございます。稻沢地区におきましては、9月5日に床張替え工事などが終了し、復旧が完了しております。また、中の目地区については、被災規模がやや大きいために、工事業者の手配などに滞りが見られております。そのため、12月24日の完成に向けて、現在も復旧中でございます。また、これら費用については、災害救助法の適用範囲となっており、低額ではありますが各戸ごとに基準金額が交付されることとなります。

次に、地域整備課が担当する災害復旧の状況について、説明をいたします。地域整備課では、10月5日から国土交通省による被災箇所の査定があります。災害査定があり、被災箇所21か所のうち、現在まで20か所が終了しており、今月10日を最後に全ての査定が終了する予定になっております。工事の復旧に関しましては、本定例会に補正予算として公共土木施設災害復旧費の工事請負費に15か所分2億2,650万円を計上し、年度内発注により早期の完成に努めること

にしております。なお、同一路線同一河川のため工事用道路が重複し、同じ時期での施工が困難な箇所につきましては、来年度予算に計上することにしています。また、林道塩藤田沢線に埋設をしております送水管につきましては、現在、仮設管により通水をしております。本復旧工事につきましては、県で崩落した山ののり面対策工事を実施したのち、林道の災害復旧工事に併せ施工する予定としております。

続いて、産業振興課が担当する災害復旧の状況について説明をいたします。災害発生後に調査した結果、農林関係の被災箇所数は農地、農業施設で218件、林道施設で29件と把握をしております。特に被害の大きかった被災箇所については、農地農業用施設で5件、林道施設で1件を公共災害復旧事業として国の補助を受けながら復旧を進めてまいります。災害査定については、全て終了しており、そのうちの1つであります新庄市との境界で発生した新田川周辺の災害復旧については、新庄市が事業主体となり事業を進めていくことで新庄市との協議がまとまっている次第です。その他の被災箇所につきましては、議会の御理解をいただいて1件当たりの事業費の上限を100万円とした補助率90%の補助事業を実施させていただきましたので、県の単独補助事業を充当しながら対応しております。11月20日現在で99件の申請があり、約70%ほど、事業が終了している状況でございます。林道災害復旧については、水道事業の災害復旧でも触れておりますが、林道山側ののり面崩壊が大規模となっているため、県の治山事業により対応する予定となっております。本事業が終了しないと林道の復旧が着手できないため、令和7年度予算に計上し、県と連携しながら復旧事業に当たってまいります。

今後も災害復旧の対応については、早期の復旧を目指し、私をはじめとする職員全員で対応してまいりたいと存じます。これから本格的な冬に入り、雪による災害も懸念されるわけであります、いつ起こるか分からない災害の規模やその特徴に応じた対応をしてまいります。村といたしましても、より一層の災害復旧に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 今回の大きな水害で、過去最悪の状態の水害になったわけですが、本当に、村長はじめ役場の職員の皆様には本当に難儀をかけ、スムーズに事業が、復旧が進んでいくと思います。そこで、どういう状況というか今回、河川のほうを私そちこち歩いてみたんですけども、銅山川流域の柳淵地区、あの地区、仮の復旧工事が終了して感じたことは、今、水面と言つたらいいか、水の出方が多いものだから昔の原形ではなく、昔の石とかいっぱいあったところが護岸がもぎ取られ、崩落して原形のないという26日、俺、7月見てきたんだけれど

ども、今、何段で1トン土のうで700袋ぐらいで道路、仮設道路作っていました。その一枚、そこで仮の工事が終わったと思います。果たして、私思うんだけれども、そういう水害といえば今一生懸命全力しているけれども、反対に本工事にかかったらあのままでできるのか。持ちこたえられるのかというそういう危機感があったわけです。なぜならば、あそこの柳淵地区は肘折、四ヶ村の迂回道路が災害起きたら迂回道路の大切な箇所なんです。今回は日陰の下のほうは何とかというできたけれども、大きな崩落でもあれば完全に通行できない状態であって、まず、村の担当者もあの水量とあの場所を見てどう感じているか。県にどういうお願いをしているか。今後本工事に入ったらそういうことを思っておりまして、私の地区も1メートル以上も川の盤が下がって、小さい石はほとんどありません。全部、最上川の緩やかなところに今ダンプで土砂を取り除いているところにも行ったと思います。そういうわけで、今後本工事にかかった場合、どういう考え方で村としてどういうことで国にお願いしていくのか。その辺、伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、須藤議員からは柳淵に特化してお話をいただきました。あの場所は、令和2年の大水害においてもかなりやられてございます。そういうことで、今回が4年後に2回目ということで、大変な状況であるということは私どもも認識をしてございます。あくまでも仮復旧ということでございますので、今後の本復旧に向けてどういった対応、あるいは話し合いや工法を希望されているのかということありますけれども、その辺については担当課長から答えていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今、御質問ありました柳淵の件についてですが、先ほど村長申し上げたとおり、令和2年のときに被災しております、その際は地滑り関連ということで、上部ののり面崩落に伴いまして河床が上がってきたという地滑りの関連で、対策工事を実施しております。今回は河川の増水によりまして被災しているということで、護岸が復旧していた護岸について流されたということになっておりますので、こちらにつきましては県で災害の査定を行っているところでございます。復旧工法につきましては、災害の査定で決まった工法により復旧という形になりますので、村としてはそちらに東北電力の柳淵発電所がありますので、早期の復旧をお願いしたいということで、工法については村でこうしていただきたいということは申し上げられませんので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 村では何とも言えないという答弁です。今の現状の橋が本当に谷底といった仮設道路が谷底に埋めるんです。あそこの場所で橋がいいのか悪いのかというのはすごく感じるわけです。橋を本当にこれから迂回路になれば、とてもあの場所でいいのかなという感じがするわけです。その辺、村としてどう思いますか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 橋梁につきましては5年に1度の法定点検を実施しております。本年度と来年度で2か年にわたりまして橋梁部分の点検を実施することになってございます。5年前に橋梁点検をした結果なんですけれども、それについては異常がないということになっておりましたが、その際は被災直後でありまして、特段橋に異常があるという報告は受けておりませんが、今回、また橋梁点検を行いますので、その際に詳しい状況は確認したいと思います。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） それは分かりますけれども、あの場所で今後いいのかと私は聞いているんです。あの場所で本当に安全な橋になるのか。もう少し下流のほうに、三原さんの家あるでしょう。あの辺から直接橋を持っていって発電所の敷地内の上辺りに橋架けるような考えはないんですかということ、心配ないんですかということを私は質問したのです。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議員のおっしゃるとおり、そういった御心配もあろうかと思いますが、現在のところ、橋梁の架け替えということに関しましては、莫大な費用がかかります。それを考えますと、先ほど申し上げたとおり、橋梁点検して健全であるか否かということを確認した上で、今後の対応を検討していくべきだと思います。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） そういう金のことは本当に大変だと思いますけれども、しっかり点検して安全な迂回路をしっかりと持っていないと駄目、皆さん安全な生活ができないと思いますので、その辺も頭に置きながら県国に要望していってもらえればとそんなふうに思います。

それから、各農道と村道、今、全員協議会の説明の中でも今年度中に事業をやるというのがほとんどやるという考え方のようですが、本当に私心配するのは例えば平林滝の沢線、桂熊高線、そういう村道が今決壊しているけれども、3年に一度、国の補助でやれば3年間かかってはいいという考え方もあるけれども、早急にこれら予定と言つたらいいか来年の農作業に心配なく仮

設道路でも通すとか、そういう考えはどうなっているんですか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 村道につきましては、早期復旧ということで、村長の答弁にあったとおりなんですが、年度内中に発注しましてなるべく、議員おっしゃられるとおり、耕作の時期に間に合わせたいと思うんですが、工法によっては工期の設定ということ、何日以内と決まっておりますので、確実にその耕作の時期に間に合うということは明言できませんが、なるべく早く住民の生活に支障のないような形で、早期復旧をしたいと考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） まるっきり村道ですから、仮設道路でも農作業に心配ないような道路をしっかりと作ってもらって、早期にお願いしたいと思います。心配するのはすぐ発注となつているけれども、本当に速やかな業者も数も決まっているし、時間かけてあまりかけても困ると思いますので、その辺もしっかりとと考えながらどこの路線が大切なのか。そういうことも考えながら進んでもらわないと駄目だと思いますので、今後、しっかりと対応をよろしくお願ひしたいと思います。そこで、村道はまず何とか頑張って進めていくという考えですが、その辺、来年の農作業、その辺、しっかりとと考えながら住民の考えをしっかりと聞きながら進んでいってもらいたいと思います。

そこで、水路関係、質問いたします。今、小災害で結構四ヶ村地区は結構修繕なっています。そこで大きい赤松鳥川、赤松川下流から取り入れているあの地域の水路関係、どういう状態になっているのか。すごいあの水路は結構県でも頑張ってすごい立派な水路になったわけですが、取入口の下流200メートルぐらいのところ、暴れ沢みたいなすごい沢があるんです。そこで今回2回ほど大きな落石というか水害があり、地権者の方もそこを心配していたようです。そこで、1回は7月の災害のときは取り除いて水をやったわけですが、8月にまた同じ状態になっています。あの辺、どういう林野庁絡みもあるけれども、どういうこれから考えていかないと駄目だと思います。災害、毎年のように雨降るたびに大きな災害になっているのです。その辺、どうなっているんですか。村としての考え。鳥川、赤松の取入口とか平林下流から二、三キロメートル行ったところの下がったところの水路。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 平林のほうの下流から取り入れて、そして赤松鳥川でそれを用水として使っている水路ですね。これは産業振興課担当ですので、産業振興課長に答えさせますので。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 須藤議員おっしゃっている位置、大体私のほうで頭にありますので、その辺、考慮しながらお話ししたいと思います。須藤議員おっしゃっているところは、沢の上部に国有林と民有林の間に沢があって、その沢からの水の流れによって水路にかかるゲートが毎年破損されるという部分と、あと水路に土砂がたまるという部分でございます。国有林と民有林の間ということで、森林管理署に現場を見ていただいて、何らかの対処ができないかということでいろいろ取り組んだんですが、どうも、民有林側の部分が多いということで、ほぼほぼ民地からの流入だということで、森林管理署では対処できないという回答をいただいております。災害復旧の部分については、村の単独の補助事業で復旧はしていただく予定ですが、今後、その上部に何らかの形で被害を受けないような対策をしなければいけないのかなというところはございます。ただ、それについてもどういった形の事業を使ってできるかということは今検討中でございますので、それは土地改良区と話をしながら進めていきたいなと思っています。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） そこら辺で、よろしくお願ひします。本当に雨降るたびに暴れ沢みたいなもので、今回は2回ほどそういう状態も把握しているところです。ただ、皆さんがあそこを通ったことないからあまり関心がないんだけれども、土地改良区で鳥川地区でどう思っているか分かりませんけれども、あれはすばらしい水路ができてあそこ1か所があんな状態ではとても大変ではないのかなと思うので、その辺を林野庁、営林署と仮定話しながらどういう方法でいいか。努力していただきたい。そういうことを強く思うわけです。今、課長、すばらしい説明してくれましたけれども、その辺、しっかりと今後毎年のような大きな災害が来る年ですので、進めていきたいなと思います。あそこ思うのは、両引きか立って道路を完全に水を流すような格好でトンネルの中に入れば水が入っていかないように、土砂が入っていかないようにして、道路の上を川のようにすればいいのではないか。ダムもつけない。側溝入れても幾ら大きい側溝入れてもあんな簡単なものではないと思う。一気に水出てくるからそんなところで、いろいろな工夫しながら林野庁やその辺でお願いしてきてもらいたい、そんなふうに思います。

あと、水路関係で今大蔵村でもトマト団地、上竹野を通る水路なんですけれども、今、最近まで熊高地区からポンプアップして水路で水をやってトマト作っているんですけども、その現状で、地元の方々はやると言うんだけれども、来年の作付というかトマトの植付けとかに本

本当に大丈夫なのかとそういう心配されているんです。その辺、どういう復興状況で今村として考えているのか。その辺、教えてもらえば。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今回のトマト団地の水の手当て、当然、稻作で必要なときはそれと併せてトマトということだったんですけれども、稻のほうといいましょうか、それが終わってから11月末まででしょうか、そういったことでトマトのほうで使用しておりました。その分、全部途中からのポンプアップによって水路の水を確保したところであります。大変な事業でありますし、国からということで東北農政局からいろいろな御指導をいただきながらそれに対応したところであります。議員の皆様方にもそういったところを見ていただいたり、あるいはいろいろな形で御指導いただきました。ありがとうございます。そのことについても、担当で詳しく把握しており、対応していただきました。この辺の業者ではなく、都会の大手の業者ということでございましたので、それでも東北農政局から入っていただいてということ、そういった経過もありますので、担当課長から詳しく説明させますので、よろしくお願ひします。産業振興課長、お願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 上竹野用水路につきましては、先ほど、村長の話にもあったとおり、3か所で水路の閉塞、あとは水路の崩落ということで、今現在、先日、災害査定を終了して、今後、災害復旧に入るところでございます。応急仮工事ということで、秋、収穫前の水路確保ということでポンプを設置しまして、これも村長の話にもあったとおり、安藤ハザマ組という大手の会社から、仮設工事ということで発注いたしまして何とか水の確保をして、地域の皆さんには多少御迷惑をおかけしながらも、何とか営農に支障ないようにということで行ったところでございます。一番心配されるのが、来年度の営農に工事が間に合うかどうかという部分でございますが、今現在、まだ予算が獲得されていない。本議会で補正予算を計上させていただいているところですけれども、それが可決され次第、設計に入りたいと思います。年明けすぐに発注いたしまして、何とか来年度の農繁期、代かき期に間に合うようにしたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） その辺、しっかりと課長から答弁ありましたから本当によろしくお願ひしたいと思います。

そこで、今回令和2年の勉強会で聞いた話だけれども、令和2年に大災害のときに激甚災害

になりわい再建支援補助金という、中小企業なのか、旅館とか早くいえばそういうものに付ける支援補助金、今回はなぜそれできなかつたのか。その中身というのはどういうものか。それをお伺いしたいです。今回、隣の市町村で旅館とかキノコ工場とか工場、企業には薄いということでそういう話がテレビでもやっているけれども、そのなりわい再建支援補助金はどういう内容のものか。できればお伺いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君）　若槻課長。

○産業振興課長（若槻　寛君）　大変申し訳ありません。なりわい再建支援補助金について、現在把握しておりません。申し訳ありません。調査して、後ほど御報告させていただくということでおよろしいでしょうか。

○議長（海藤邦夫君）　3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君）　なぜ私がこういうことを聞くかというと、大蔵村は観光の村でもあり、銅山川という暴れ川等ありますので、旅館とかそういうのにも激甚災害がなっても、その補助金が出ないとなれば大変なことではないのかという一つの心配があります。こういうものを考えて、毎年起こるような災害ですので考えておかないと、議員としての考えの仕事だと思うのでしたいところ、研究したいと思っています。今、確認できないということ、令和2年にそうなったんですよね。あつたんです、たしか。だから、今回は隣の市町村でキノコの支援は全然駄目だとか旅館には駄目だとか、そういう話がテレビにもあって、県ではそれは心配なくやりますと、予算つけますと言っていますが、そういうことも心配していないといつ、年に2回も3回も起こるような大水害ですので、少しでもそういうものを勉強していかないとまずいのではないかと思います。そういうことで、大きな災害ですので、やれやれと言ってもそんな簡単なものではないと思います。できる限り、来年の農作業、また、先を見つめた迂回路の橋とか考えていかないと、私は駄目だと思う。災害に立ち向かう、そういう考え方で持っていないと駄目だと思いますので、しっかりと私も頑張りますので、執行部の方々もしっかりとお願ひしたいと思います。

そういうことで、私の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　補足説明といいましょうか、私の知り得ているところで、今の件についてお話しを申し上げたいと思っています。実は、令和2年のときに発令になったそのなりわい支援ですけれども、今回はならないということで、鮎川だけ局激ということで町村指定のそういった別枠の支援金がございました。それでも中小企業とかそういうのはなかなか救えること

ができないような状況だったんです。それで我々首長もいろいろな形で、例えば自分の地域だけがそれになっていなくても、例えば大蔵村の場合は今回それはあまりありませんでした。そういうことで、知らんぷりするのではなく最上地域全体の形としての要望を進めていかなければならぬということで、議員御存じのとおり、我々8市町村、今回の災害については一緒になった要望活動を展開しました。それに県、そして国を巻き込んでいろいろなことをしたところであります。今回、その補助に代わるものと何とか適用させたいということで、今、動きがあるようあります。まだ確定していない状況なので言うことができないんですけども、そういうことでできるだけ、激甚は指定になっているんです。そして、局激も指定になりました、鮭川だけですけれども。でも、そのある一つのそういう補助制度が適用になることによって、山形県全部の町村でそういうことがあった場合、適用する新しいではないですけれども、新しくはないと思うんですけども、そういう適用できる補助金の仕組みについて採択といいましょうか、あるいは認めていただける。そして、それを活用することができる、そういう情報が今入ってきております。ただ、まだ決定されていないということな物ですから、公にできないんだということで御理解をいただきたいと思います。今、言ったように、大蔵だけではない。最上郡8市町村全てに皆さんよくなるようなこと、特に戸沢村、鮭川についてはああいった甚大な被害がありました。例えば、村の最上川を流れている最上川流域についても自分のところだけ被害がなかったからそれではいいのではありません。流域の治水として考えていかなければいけない。そういう考え方にして我々首長は行動してございます。その辺も御理解をいただきたいと思います。いつ自分の市町村にそういう災害が来ないとも限らないわけですので、そういう考え方の下で、我々8市町村が一致団結して行動しているんだということを御理解いただきたいと思います。まさに今、須藤議員がおっしゃっている災害に対する備え方としての考え方、そのことをしっかりとやっていかなければならぬと思っているところであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 今、村長からありました。その辺、しっかりとよろしくお願ひします。さつきも言いましたけれども、スムーズな復旧・復興によろしくお願ひして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩します。

再開は13時といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

1番早坂民奈議員。

〔1番 早坂民奈君 登壇〕

○1番（早坂民奈君） 「水道管の交換予定の計画は」という質問で、村長に質問いたします。

全国的に、突然道路が陥没したり水があふれたりと、立て続けに起こっています。主な原因は、水道管の老朽化と言われています。全国津々浦々に水道管が網羅し、どこでも安心でおいしい水の供給を受けているのが当たり前と思って生活しておりますが、法定耐用年数にも限りがあり、当村は大丈夫でしょうか。水道事業も広域化が話題となっている昨今、村内の水道管を交換するには莫大な予算を計上しなければならないのではないか。また、期間も長くかかると予想されます。村ではどのような計画を持って行おうとしているのか。工事が行われる際には水道料金にも影響が出るのではないか。これから村では、いつ、どのように行う考えなのかを伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「水道管の交換予定の計画は」という早坂議員の質問にお答えをいたします。

早坂議員からは本村の水道管の老朽化対策について、今後、どのような計画で進めていくのか。また、水道管の交換工事に伴い水道料金に影響が出るのか。大きく2点について質問いただいたところであります。

水道管の多くは、高度経済成長期に敷設され、現在に至るまでその多くが耐用年数を越えて使用され続けてきており、水道管の老朽化については全国的に深刻な社会問題となっています。村内に敷設している水道管の延長は、全体で86キロメートルであり、そのうち、耐用年数の40年を経過したものが約15キロメートル、更新基準の60年を経過したものが約0.7キロメートル、敷設年度が不明なものが約4キロメートルで、敷設年度不明なものを含めて全体の4分の1が老朽化している状況にあります。当然のことですが、水道施設については重要なライフラインであるため、早急な対応が不可欠であることは十分認識しております。現在は水道管及び水道施設の維持管理費用には莫大なコストがかかるため、機械、電気などについては維持点検業者により不具合の報告があったもの、管路については漏水が発生した都度、隨時、修繕を行って

対応しているという状況でございます。

一般質問の中で広域化について触れられておりますが、地形的な観点から、近隣市町村との施設の共同化などは困難な状況にあります。現在は量水器や薬品の共同購入などにより維持管理費用の縮減に努めているところでございます。水道事業における老朽化問題の解決策として、アセットマネジメントの重要性が高まっています。本村といたしましても、施設の種類や築年数、状態の調査、把握、人口減少や地震リスクを考慮した将来的な需要供給予測、そして、更新時期や方法、資金計画を含む長期計画を策定しながら、早急に老朽化対策を進めていかなければならぬと考えます。

次に、工事が行われる際に、水道料金に影響が出るのではないかという点についてであります。老朽管更新など、建設改良に係る財源については企業債を活用した対応になりますので、工事が終わり、起債の償還が始まってから元利償還金の100分の55については一般会計からの基準内繰出金で、残りの財源については水道使用料を充当させることになります。しかしながら、水道事業会計につきましては給水人口の減少による水道使用料の減収や、施設の老朽化による維持管理費や修繕費の増加などにより、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況となっていますので、老朽管更新に伴う料金改定については慎重に検討しなければならない課題であります。さきにも申し上げたとおり、アセットマネジメントを活用しながら老朽化施設の計画、更新と適切な維持管理によるランニングコストの削減、また、料金収入の確保と補助事業を活用した財源の確保などにより、基準外繰入れの縮減に努めていきながら、老朽管の更新も対応してまいりたいと存じますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 村長の答弁、説明だと思って私、聞かせていただきました。今回の質問のきっかけというのは、我が家の水回りの交換のときに浴槽に淡い青い線が出てきたので、業者の方に聞きましたら、これは管の老朽化によるものだから、それを交換すればいいですということで、それは自分の家では自分の家に引き込まれている配管は交換したんです。その話を友人に話しましたら、我が家のトイレにも青いリングができている。それは役場の職員の方に聞いたら、老朽化が原因だというのが分かりまして、これは私ごとだけのあれではないということで、今回いろいろ調べました。この説明のとおりなんですが、補足というか私の調べた範囲では、1957年から55年まで、72年の高度成長期に日本全国、こういう水道管を整備したそうです。これのあれが日にちがたっておりまして、その整備した全国の水道管をもし直すとした

ら140年かかる。そう計算されておりました。それで、これが水道クライシスという文言がありまして、これが水道管が老朽化によって次々と崩壊していく、これを水道クライシスというのだそうで、これは全国的に深刻な社会問題になっているんだろうということを書かれてありますて、その背景が先ほど説明した老朽化の進行、それから耐震化のおそれ、地震国家である日本では耐震化のおそれと経営基盤の脆弱性、こちらの説明にもありましたけれども、人口減少で経営の状況が悪化している。結局、人口減少で水道を使っている人が少なくなってくると、それが水道で利用するそれが利益が上がらないということだと思います。それと、これをどうしたらいいかといったときに、計画と備えの不足ということです。今回、更新の備えが不足していることも課題であって、約3分の1の水道事業で給水原価が供給単価を上回る原価割れを起こしているんだそうです。これは大蔵村でも同じ状態だと思うんです。けれども、この中で40年、積雪年数が分からぬものなどを含めて4分の1が老朽化している。管によって、40年、60年といろいろと耐用年数が変わっているんですが、大蔵村の場合の水道管はどのタイプでなっているんでしょうか。一応、全てはほとんどが40年からになっておりまして、ダクタイル鋳鉄管というのが60年から80年、それで大体70年ぐらいが限界ではないかともなっておりまし、鋼管の場合は40年から70年、そういうふうにコンクリート管が40年、ポリエチレン管が40年から60年といろいろ調べると出てきています。大蔵村の場合の水道管はどのタイプですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員から水道事業における管の老朽化についてのいろいろな対応、そして状況をお話しいただきました。それは教科書どおりだと思ってございます。それも、村として十分把握してございます。ですけれども、今までの中でも申し上げておりますとおり、何か異常があれば交換をし、そして修繕をしてきたというのが現状でございます。ただ、どのタイプだということで、恐らく管の材質のことの質問かと思いますので、そのところについては担当課の課長に答えさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今、質問あった件についてですが、管には送水管、導水管、配水管というものがございまして、多分、議員の質問にあったのは配水管という管であると思います。そちらの管につきましては、今現在、ステンレス管、ダクタイル鋳鉄管、ナイロンコート鋼管、ポリエチレン管、硬化塩化ビニールライニング鋼管など、10種類以上の管が使用されております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 10種類以上の配管ということで、これは多分配管を上水道の場合ですけれども、上水道を配管するときの年数によってそういう段階のいろいろな配管になっているのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 年数にもとりますが、かぶって違う種類の管が布設されている場合もあります。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） さびができるというのが私もよく分からんんですけども、40年が限度ということは、我が家の配水管の場合、さびが16年でエコキュートだったんですけども、出てきました。そのとき、エコキュートを交換するときに、今度新しいエコキュートにはさびない管を使うから大丈夫ですと言われたんです。よかったですと思ったら、友人に話したときに大本の配水管がトイレの白い器というんですか、そういう白いものだとそういうのが現れやすいんです。だから、うちのもこうなっているんだと言われたんですが、そのときの業者さんからこれは体に害を及ぼすからできれば早く交換して、それはあちらの売りたいがための言葉だったのかもしれませんけれども、私もそのとき体調も悪かったのでそれだったら早く交換しなければいけないと思って交換はしました。でも、大本の配水管からそういう有害物質ではないんでしょうけれども、そういうものが水に溶け出してそれを私たちは知らないで使用している。飲み水として使っている。そういうのを考えたときに、村長はいろいろな意味で災害あったときとかそういうときは即座に交換はなさいますけれども、地中に埋まっているものはどこでなっているか全然分かりませんよね。そうなったときに、私は壊れるのを待っているではなく、早めに交換しておく必要があるのではないか。そして、いろいろ調べますと、2050年に大体今の水道料金の1.5倍を全国平均で加算されるというのを調べたら出てきたんです。東京都の場合は以前水道料金を上げたものだから、その分、ならないんだとなっています。大蔵村は今水道料金安いですよね、ほかのあれよりも。安いということは、それだけ収入が入ってきていない。もし、こういう工事をした場合に恐ろしい金額ではないんだけれども、上がるの必然だと思います。こちらで100分の55を村でして、45%は各個人が負担するという考え方になると思うんですけども、それはもし直した場合、何年間ぐらいの間で償還していくのかということと、一度に全部は直せませんよね。全村の水道を全て直すと一気にということはできないと思うんですが、必ず最初作ったところと後から作ったところでは10年か15年ぐらいの差があると思うんですが、大蔵村の場合にまず一番最初にと言ってはおかしいんですけども、

ここは早めに直したほうがいいのではないかという地区、そういう順位的なものがあったらそれも教えていただけますか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 私も今回、御質問いただいた件で調べさせていただきました。

配水管のほうで古いと言われている昭和59年、法定耐用年数の40年ぐらいになっている箇所なんですが、熊高、通り、白須賀、上竹野、比良稻沢、作の巻ということで旧白須賀簡易水道、それと併せまして赤松、烏川も同じでございます。白須賀簡易水道でございます。それと併せて肘折がありますので、旧肘折簡易水道も同じでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ありがとうございます。住んでいる私のところが古かったのかと。それでなんすけれども、いろいろ調べた中で宮崎市の場合は配水管を災害で被害があって、配水管を新しくしようとしたときに、莫大な費用がかかるということで、簡易運搬給水というのをしたんだそうです。それが給水車でタンクを作りまして、そこに水を運ぶ。ただ、これだと大体10分の1の予算でそれは可能だったと書かれてありました。でも、小さな集落なんです。本当に使う集落の世帯数の数が少なくて、それはそれでいいんですけども、今、お話をいただいた白須賀の配水は範囲が広過ぎますので、それはできないかと思います。でも、もしこれをするとしたらいずれ交換はしていただくんですよね。いずれ必ず。でなると、今からそういう長期の計画とはなっていますけれども、今も40年以上たっています。これから長期計画立てますとなっていますが、この長期計画を立てている間にもどんどん悪く老朽化していくわけです。これはどのような形で長期計画を立てる考えでいらっしゃいますか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 先ほど、村長の答弁にもあったとおりなんですが、アセットマネジメントということで資産管理が重要な部分になります。公営企業会計に移管する際に、固定資産台帳と水道台帳ということで、管路の部分についても業務委託しております。ですので、それを活用してまずはアセットマネジメントを作成いたしまして、併せて経営戦略プラン、要するに料金改定ということも含まれてくると思いますので、そういう形で総合的な計画をつくって実施していきたいと思っております。それにつきましては、今の段階では来年度にその計画の策定に向けて対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 来年度に向けて策定とおっしゃいましたけれども、この策定が出来上が

って、実質的にこの行動が行われるのはどのぐらいの期間かかるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） はっきりとしたことは申し上げられませんが、早急に対応できれば、計画が来年できれば再来年からの実施ということも可能かと思うんですが、ただ、布設する際には村道等の埋設もございますので、そちらの近隣の住民の方々と協議した上で、反対等の御意見が出れば長引くこともありますし、早めにはしたいんですが、そういうこともあるということでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 近隣の住民とおっしゃいましたけれども、本当にお金がすごくかかります。かかるときに村民はお金上がるのか、そんなの嫌だという形で反対意見のほうが絶対多くなるとは思うんですが、それに向けて住民との対話ということで水道サポーターというのが宮城県とか岩手県とかで行われているんですが、その中で岩手県矢巾町のところの水道サポーターというのが私もお金上がるときに住民の方たちにこうですよと説明するにしても納得のいくような説明はなかなか皆さんできませんよね。それだったら、住民を巻き込んでこういう状態だからこうやって上げていかなければいけないし、水道料金もこれだから必要なんだということを知つていただくために住民を巻き込むということでそれないのかなと思ったときに、先ほどお話しした岩手県の矢巾町、全国の水道をちょっと書き忘れてしまったんですが、その中で賞をいただいているほどすごく住民を巻き込んで水道について考えましょうということをやっている町なんです。後でP Cででも聞いていただいてネットで見ていただくとよろしいかと思うんですが、すごく勉強になりました。私、今回本当に直接今してくださいという話ではないんですが、将来的に絶対しなければいけないことがインフラ整備の中で大蔵村の場合は水道だと思ったものですから、それをいかに皆さんに納得していただきながらできるのかということで調べたら、水道サポーターという言葉があるんだということで、これは絶対うちの村でも絶対必要なことだと思いますので、ぜひともこういうふうに進めていただいて、策定をしていただいた後でも構いませんけれども、自分たちが住んでいる村の水源がどこでどう安全に使われているか。どうなっているかということを知るためにも村民に知つていただくのにとてもいい制度だと思ったので紹介させていただきますけれども、その中で巻き込んでいかないと水道管は本当にすごい金額だと思います。たかだかちょっと直しただけで何千万円という金額が出るですから、これを全部の村の本管を直すといったらそれこそすごい金額になるのではないのかと思うし、期日も1年2年で済むようなことではないと思います。ですので、できるだけ村民

に分かりやすく、大体何年後ぐらいをめどに全部がなるんです。そのためには何で水道管を交換しなければいけないか。皆さんも村の水道がどうなっているか。それを勉強しませんかという形で行政だけが一方的に水道管直しますではなくみんなで考えながら直していけば少しぐらい水道料金が上がっても納得していただけるのではないかと思います。それで時期は早かつたんですけども、今回ちょうど40年も4分の1もこの大蔵村の中で経過しているということは、あともう10年もすれば2分の1ぐらいが40年以上たつのではないかと思いますので、その間にでもいろいろとこういう感じで村民を巻き込みながらしていただきたいと思っておりました。全国で本当にこんなに大変なことなんだというのを私改めて自分が一般質問のこういうふうに質問するに当たって知らなかつたことが多過ぎて、私のものも勉強不足だったというのは痛感しました。ですので、ぜひともこれはできれば大蔵広報あたりにでも毎回ぐらいにコーナー設けて少しずつ村民の方に知らせていくという周知の仕方もあってもいいのではないかと思いますので、蛇口をひねれば安心な水が出るというのは当たり前と思っている。これは違うと思います。ですので、ぜひともそういう何かしら村民に知らせながら、そしてまた、配管を交換するのにもスムーズにいくような方法を考えていただきたくて早めの質問になりましたので、ぜひともそういうのを考えていただけたらと思いますが、村長、いかがですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員から先を見越した形で、提言といいましょうか、私たちに気づかせていただくそういうことを質問していただきました。ありがとうございます。先ほど、私が決して嫌味で言ったのではなく、一般論で早坂議員さんがいろいろな水道に関してお話をいたしました。それはインターネットでもそういったことで全て周知をされている、そういうことだらうと思っています。私が言いたいのは、最初に言ったのは、何か水道管、布設管について有害物質があるということで言われるのかと思って、ちょっとひやりとしたところでした。本来でいえば。早坂議員も御存じのとおり、アスベストという建物に対して断熱をしたりいろいろな形で使われていたもの、ありましたよね。これは発がん性の物質を含むということで、完全な有害物質であります。ですから、全てのこと、万難を排してそれの除去に各日本全国の自治体が努めました。大蔵村も当然であります。そういう有害物質が今回配管にあるというものではないということを、まず御理解をいただきたいと思います。それから、水道そのものが、議員もおっしゃっているとおり、安全安心なもの、そしてできれば安くというそういうものをより大勢の皆様方に利用していただく。それが公共の下水道、あるいは上水道だらうと思ってございます。そういうことの中で、できれば料金は安いにこしたことはありません。ですから、

普通の農機具であろうが建設用機械であろうが、耐用年数というのはその品物、機械、最低といいましょうか一番早い更新時期に合わせてそれが設定されている。それが耐用年数です。最大ではありません。ですから、自治体としてもいろいろな商店にしても何にしても、個人の場合でもできるだけメンテナンスをしながら、長く使うことによってその償却の額が少なくなるわけです。当然、それが村民が恩恵を受けることにいきます。そういうことで、村でも努力してございます。ですから、ただ交換する、先々とするということだけが必ずしも村にとって有益になるのかということではないと思います。本当に耐用年数も何十年も過ぎて、あちらこちらで破裂したりいろいろな障害が出てくれば、それは対応しなければいけないと思うんですけども、事前対応も必要です。ですけれども、そういう間合いを見ながら最長限、使えるうちは使えるということが私は行政としてやっていくべきかと思っています。早め早めも大事であります。ただ、その場合は直接人の命に関わったり、そういうことに対してはそういう余裕はないわけでありますけれども、そういう耐用年数については、今おっしゃったような水道とかいろいろなそういう施設についての耐用年数はもたせ方、使い方によってはぐんと長くなるわけです。そのところを行政としていかに効率化よくやっていくかということ、管理次第だということも思ってございます。加えて、地下の中にあるということで、どうしても地震とかそういうことがあるところは頻発にそういうこともありますし、そういったことが少ないところであれば最大限もたせるということが効果が高くなると思います。そういったことを考えますと、大蔵村は、議員もおっしゃっておりましたけれども、水道の料金が格安でございます。これは、議員も御存じのとおり、今まででは特別会計という形でやってまいりました。ところが、令和6年度から公営企業会計というものに移行しまして、よりその使用料といいますか負担で賄えるようにしなければいけないというものが強く縛りがなってございます。そういった中で、できるだけ値上げしたくない、安い料金でというのが私どもの思いであります。そういったことから、当然、耐用年数来たからすぐすると、繰返しになりますけれども、そういうことはしないで長く使わせます。

それから、特別会計の場合もそうですけれども、公営会計になってからも村からの繰出金でほとんどが賄っている。ですから、大蔵村は安いんです、料金が。そのところを御理解ください。それは全体の予算の中のやりくりの中で水道なり下水道なり、そのところにどれだけの金をつぎ込むことができるかということを考えながらやっているわけです。そういうことの中で、経営努力をしているということでございますので、そのところを御理解いただきたいと思います。ですから、必ずこういう工事すればすぐ高くなるというものではなく、高くならない

ようにいろいろな考えを出しながら、そして、利用できる財源については利用しながら、そういう低価格での水道水の供給、あるいは下水道の使用料に反映をしていくという形でやっていくわけでございます。そういったことから、害がないのであればその辺は協力をしていただきたいと思います。それから、そういうことが必要性があれば、議員おっしゃるとおり、水道サポーターなりそういう名前はまた別にしましても、そういうことの値上げとかあるいは変更については、隨時村民との代表の皆様方と話合いでの了解を得た後、住民との話合いも当然必要になってまいります。今年も少し時期的に遅れたんですけども、各集落の座談会を村長部局としては考えて計画して、各集落に通達をしております。そういうことの中でも話できますし、それだけにもってあえて話合いをするということも大事かもしれませんけれども、総合的にいろいろな村の行政について話合いを行うということは、決して拒まずこれからも続けてまいりますので、いろいろな面で御指導いただければと思ってございます。ぜひ、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 村長からお話しをいただきましたけれども、今私たちの一番身近なものは水がないと生きていけません。有害物質という話も出ましたけれども、それだけではなく、耐用年数は本当に賞味期限と消費期限の違いだと思います。でも、いずれ交換しなければいけないのは確かですよね。それで、今回いつどこを直すんだというのではなく、長期的にそういう、今村長がお話ししたようなことを私だけではなく、村民みんなに私は知ってほしいと思います。村長は村長と語る会のときにお話ししますとおっしゃいますけれども、それは村民全員までには広がらないと思いますので、それだったら広報なりなんなりに載せていただけたら私は理解していただけるのではないかと思います。それで、最後になりますけれども、命の水を守る、私の水道を知るということで専門家の方が悪いところも含め水道の現状について自治体は伝える努力を重ね、住民との合意をつくっていくと話をしています。ですから、これを基に私は水道業務に前向きに取り組んでいただいて、みんなが安全安心の水をいつまでも飲めるのを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤貴之議員。

〔2番 伊藤貴之君 登壇〕

○2番（伊藤貴之君） それでは、質問いたします。

質問事項は「部活動の地域移行について」です。教育長に質問いたします。

私は学生時代、部活動で野球部に所属し、毎日練習に励みました。部活動では楽しいことも

つらいこともあります、今にして思えば、社会の縮図であり、たくさんの経験を積むことができて、部活動をやってきてよかったと思います。現在、私の子供も部活動をしていますが、頑張ってほしいし支えてあげたいと思います。部活動を通して様々な経験をすることは体力面、社会性、また、諦めない力、自己肯定感、コミュニケーション能力、協調性などの非認知能力の向上にも寄与すると思います。このような部活動、特に中学校の部活動が、今、岐路に立たされております。令和8年度以降、部活動は平日のみとし、土日は生徒の希望する地域のクラブに活動の場を移行することという方向性が国や県によって示されました。少子化による生徒の減少、指導者である先生方の働き方改革が背景にあります。また、後々の話になりますが、平日の部活動の地域移行化もだんだんと進められるでしょう。そして、村としてはこれからの中学校の部活動に対して、全体的なイメージを描かなければならぬと思います。保護者からは今後の部活動の指導者の確保、それから生徒の送迎、吹奏楽のクラブ活動も含めての希望する団体の有無等に対する心配の声が寄せられております。そこで、現時点での村の描いている今後の部活動、土日のクラブ活動に対してのイメージはどのようなものかを伺いたいです。また、地域移行という名前であるので、広く考えてみたいです。例えば、総合型地域スポーツクラブ大蔵スポーツや、村内の様々な部活動の団体など、地域全体として中学生の土日のクラブ活動の受皿になるような仕組みをつくっていかなければならぬと思いますが、どうお考えか問いたいです。

○議長（海藤邦夫君） 有馬教育長。

〔教育長 有馬眞裕君 登壇〕

○教育長（有馬眞裕君） それでは、私から「部活動の地域移行について」という伊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、部活動についてでございますが、部活動の位置づけとしまして学習指導要領においては教育課程外の内容として示されており、学校が部活動を設置、運営することは義務とはされておりません。しかしながら、先ほど伊藤議員が述べられたとおり、部活動は教科学習とは異なる集団での活動を通した人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場であるなど、学校運営上においても教育意義のある活動の重要な要素であります。これまで部活動は教員による献身的な勤務の下で成り立ってきましたが、休日も含め、長時間労働の要因であることや、指導経験のない教員にとって大きな負担であることは、教員の働き方改革を推進する上で大きな課題となっております。また、少子化による生徒の減少、それに伴う部活動の低下など現行の制度での維持が難しい状況にあります。このような状況を踏まえ、令和4年12月に国より学校部

活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示され、それを受けまして、本村教育委員会では令和6年4月に大蔵村の休日の部活動地域移行に係る基本方針を策定したところでございます。

それでは1つ目の、現時点での描いている今後の部活動、土日のクラブ活動に対してのイメージはどのようなものかという御質問についてでございますが、まずは学校の管理下で教員の指導の下、行われます部活動に関しましては、國の方針に基づき令和8年4月より平日のみとし、土日等の休日の活動は原則として行わないことといたします。ただし、中体連主催大会等への学校単位での参加につきましては、学校管理下の下、行われるものでありますので、現在と同様の対応と考えております。土日、休日のスポーツ、文化芸術活動につきましては、基本的には活動を希望する生徒の自主的な活動とし、地域クラブ等に所属するなどして活動していただくことになります。これにつきましても、まだまだ課題はあります。現在、教育委員会ではその受皿として考えておりますのが、スポーツ少年団になります。大蔵村はスポーツ少年団の活動が活発であり、優秀な成績も認められています。現在、既に平日、休日についても定期的に活動していただいているので、自然な形で活動を継続できるものではないかと考えております。次に、総合型スポーツクラブO h 蔵スポーツや村内の様々な文化活動団体など、地域全体として中学生の土日のクラブ活動の受皿になるような仕組みをつくっていかなければならぬのではという伊藤議員の御意見は誠にそのとおりであると存じます。このたびの部活動地域移行は中学生のクラブ活動のみならず、地域のスポーツ人口を今後どのように展開していくかなければならないかという大きな課題であります。今後、関係機関の方々と十分協議をしながら、検討してまいりたいと考えております。また、伊藤議員からは御提案ありましたとおり、村の芸術文化協会に所属しております団体や、自主的に行っているサークル活動なども子供たちの受皿になることは十分に考えられます。しかしながら、こちらにつきましては教育委員会だけの思いではなかなか難しいところもございます。地域の皆様に御理解と御協力をいただき、子供たちのために一緒に取り組んでいただきなければなりません。そのためには、子供たちの活動の意欲と保護者の皆様のそれを支え一緒に頑張っていくという姿勢、思いがなければ地域の方々を巻き込んだ持続可能な活動にしていくことはできないと考えております。この地域移行につきましては、他の自治体におきましても様々な課題を抱えながら、その最善の方法を検討しておりますが、どうしても対応が難しい現実も出ております。そうした中で、各自治体のみの対応ではなく、広域的な連携というものも将来的には考えていかなければいけないことだと思っております。子供たちの充実した活動機会の確保につきましては、保護者の皆様、学校

及び関係団体と協力し、十分に協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） それで、答弁でスポーツ少年団が受皿になるべきだ、受皿として考えているというお話をしたけれども、現行の部活動において全ての部活動に対してのスポ少がないと思うんですけれども、その辺に関してはどうお考えですか。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 伊藤議員のスポ少に関しての御質問ですが、現在、スポ少として登録されておりますのは野球部、バレーボール部、バド部の3つになっております。そのほかに、地域クラブとしまして卓球が卓心会ということで活動しております。吹奏楽部については現在検討中で、様々な課題がありますので、これはこれから課題として考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。その辺、吹奏楽部、私も重要な問題になってくると思うんですけども、これからいろいろ考えていかなければならないとあります。一応、質問ですけれども、吹奏楽に関しては楽器の搬入出に問題があると思います。休日に校内へ入るという問題も出てくるでしょう。それで、周辺の自治体との合同を探るべきかと思う。全体に対してですけれども、そう思うんですけども、そのとき、どのようなことが考えられるか。現時点できていることだけお伝えしていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 吹奏楽に限っては確かに一番難しいです。それは指導者もなかなか音楽の専門性が野球、卓球、なんんですけども、特に楽器を使って、今伊藤議員言ったように、持てるもの、持てないほど大きい楽器もある。練習場所確保、非常に今悩んで、各管内もそうです。ただ、できるできないは置いておいて、前向きに考えれば道具に関しては学校PMですけれども、これは教育委員会、貸し出します、無料で。地域クラブであっても貸し出します。ただ、それを学校内でとなると学校管理の問題上、そうすると土日ごと公民館にとかある場所に運ぶ、そういうのも本当に課題です。ただ、これも実は保護者、また中学生ですので運転できないです。保護者の方々の全面的な御理解なければ。ただ、こういったものも、例えば吹奏楽クラブといったような、例えば大蔵村吹奏楽団みたいな名称でスポーツ少年団的な文化面で登録をしていただき、例えばそれも補助金、登録団体には交付金、助成金、補助金、名称

はいずれにしてもそれを頂戴する。そしてそれを使って搬入なり指導者なり送迎なりの一部負担に使っていただいてもという現実的に今のところそんな部分しか考えられません。また、これももしどとつく答えですみません。音楽に関する指導員は現実資格がある者、一番手っ取り早いのは中学校で音楽やって実際教えている。そうなると、ただ今県では兼業兼職認められました。それで、例えばその先生が大蔵村のスポーツ少年団に指導者、先生ではなく登録してもらって、土日は先生ではなく一指導者として指導するといったような考え方もできるかもしれません。ただ、これは簡単に一つ一つ保護者との協議をしていかないと、また、指導者の思いも十分理解しなければということで、課題はあります。ただ、そういった形で対応はできないだろうかと今、県と協議しております。長くなりました。すみません。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） ありがとうございます。今、指導者に関して答弁ありましたけれども、指導者の確保もほかの部活というかクラブに関しても確保していくなければならないと思います。そのときに、高校生とか大学生、かつて大蔵中学校でその部活を行った人などに声がけしてみるのも一つの手かなと私は思っておりまして、一つ戻ってきてもらう可能性も高まるのではないかと思っております。そのような草の根活動をしていったらどうでしょうと思うんですけれどもその辺に関してはいかがですか。

○議長（海藤邦夫君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 伊藤議員からありがたい、これも現実的に伊藤議員であり、今連合会のPTA会長をなさっている。御意見ありがとうございます。そうですね。そういったこと、もちろん教育委員会も今、協議しています。ただ、そこにまたもう一つ大きな課題があつて、子供なんです、対象。技術、野球、バドミントン、全てにおいて技術はもちろん指導できる立場、プラス対応の安全上、何か起きたときの緊急対応、例えば極端に言えば心臓マッサージ、けがしたときの応急対応、そしてもう一つ大きいのが、先ほどから言っていたいいるスポーツは人間形成、大きいです。そうなると、特に中学生、多感な時期です。精神面、これから育成面のそういう部分もより理解してくれる指導者、ですから、現実的に県では講習会、結構それを受けてください。そのコースを受けた方にはそういった認定を与えて、できるような体制をと、今動いています。ただ、そこなんです。人材、この村でその方も実際働いている。勤務されているといったときに、そういった研修だ、今度は何々講習会だ、そこに行く時間、仕事を休んで行ってもらう、現実的に、いい意味で人材を募集することはできますが、そこに来ていただいて、きちっとこなしていただけるとなると、実際の大きな課題あります。ただ、

今、教育委員会、そういういった募集、登録制の募集して講習費用はこちらで出しましょうという検討もしております。それは無理だではなく、まずやってみようとはしていますので、御理解くださいるようお願いします。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩します。

再開は14時10分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 引き続き、質問させていただきます。

先ほどから指導者のお話をしておりますけれども、現在、部活動の指導者は仕事を終えてからの指導や、仕事の休みを利用しての指導となっております。保護者である私たちも悪いと思うんですけども、基本的に、善意へのおんぶにだっこだと私は思っております。だから、気持ちよく活動してもらうように、いろいろ保護者としてはしているんですけども、これは何かしらの助成とかが必要だと私は思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） それも先ほど答えましたが、補助金、委託料から支払いをといった言い方、本当に申し訳ないです。というのは、教育委員会としてはその指導者に対して金額を決めるということは、今のところ、考えていないんです。というのは、中身、時間もあるだろうし、その指導時間、または指導者の思い、極端に言うと要らない、報酬は、かえって、そうすると成績いかんではつらくなるからというのも現実、あるようです。ですので、それも先ほど言ったように、一定の基準を満たしそうした、例えばスポーツ少年団登録したらその応じて助成金、補助金なりを出す。その中でその基準的クラブの保護者の方々が、このぐらい支払おう、このぐらいでお願いしようという形での協議をしていただきたいと考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。直でお金をやるというのはなかなか厳しいのかと私も思います。これから理解してもらうような活動をしなければならないのかとは思います。それで、また先ほどの答弁の中にもありましたけれども、1つの行政単位では自立が不可能となると思います。周辺自治体との合同を考えていくのが、これからの方だと思思いますけれども、そうな

った場合、送迎というのが大変になるかと思うんです。保護者の仕事などの都合もあり、参加できなくなる生徒も増えるのではないかということが懸念されます。そのような生徒への対応が必要と思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） さっき言った広域的な、これは特に土日の活動、平日、今の部活動、実際もあるんです。野球は戸沢と一緒に、真室川、新庄、金山と一緒にというので、野球はこのぐらい中学校あるのに学校数が4つで、1回勝つと決勝、実際あります。その部活動に関するものはスクールバス対応も可能かと思います。現実、順番変えて今日は大蔵に来い、明日は戸沢に行くと順番を決める。ただ、土日と休日に関しては自主的クラブということで、それぞれの送迎は現実今のところ考える課題はありません。というのは、これも言い方は失礼ですが中2全員がこれから自主的に僕空手やる、僕は絵を描く、極端に言うと学習塾、これだって一つの自分のやりたいというクラブという感覚になるわけです。化学クラブなどをつくって頑張るというのは、それ全てに対応というのも無理かなと。それで、何度も言うように登録してもらった団体においては、その助成補助金なりで送迎の一部に使用してもらうとか、そういった対応かなと現実に、今考えている次第です。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。送迎問題については本当に難しくて、昔だと乗り合いとかといって親がいろいろな子供を乗せていくということがあったんですけども、事故があつて痛ましい事故が起きてしまったということで、それも禁止になってしまいまして、なかなか移動というのが大変になると思います。公共交通機関などをうまく使ってできればいいと私は思っております。それで、先ほどから申しておりますけれども、土日の部活動というよりもクラブ活動、それから文化活動に対しても移行と言ったらいいか、文化活動に参加するということもあります。ぜひ私はそれ参加していただきたいと思うんですけども、村の文化活動、土日行っている文化活動ですか。その辺はどういうものがあるかは村ではどういう認識でいるのか教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） それでは、土日に現在活動されている地域の活動ということで御質問がありましたけれども、土日、今されているところで押さえているのは地域のサークルとして茶々の会ということで、されているのを押さえております。そのほかに、芸術文化協会として登録していただいている団体が5つあります。こちらは合海の田植え踊り保存会、大蔵太

鼓保存会、書道クラブ、絵本とお話の会フレデリック、ちぎり絵の会の5つになります。こちらの芸術文化団体、平日等の活動になりますが、子供たちも参加できるような機会があれば、これから話合いをしていく中で御協力いただけるように協議してまいりたいと思います。ただ、これは私たちの考えだけではなかなか進まなく、団体それぞれの考え方、活動の事情、それあると思いますので、その辺、これから綿密に検討しながら協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。自分たちから村民自ら何かしようといつてできるというのが文化活動団体だと思うんです。行政側からあれやつてくれこれやつてくれと言われて、文化が根づくかというとそんなものは根づかないと思います。自主的に何か文化活動ができればいいと私は思います。でも、文化活動というだけに縛られなくても、例えば冬期間ピンピンピックとかやっているので、そこら辺に中学生が混ざってもいいのではないかと。あとは、地元でサロンとかもよくやっていますので、そういうのに参加して、そういう世代間を超えた交流ができればと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（海藤邦夫君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） ありがとうございます。そうした御意見、実際教育委員会、教育委員の皆さんからもそういった声、出ています。つまりは、スポーツに限ることないんです。土日、これも極端に言えば芸術、野球部だと土日は僕野球しない。その代わり、地域のこうしたピンピンピックの素養をお年寄りの交流クラブに行って僕は活動したいとそういう方向性なんです。この地域移行とは、ですから、今伊藤議員言わされたとおり、ただ何回も言うとおり、羽賀課長が先ほど言ったように受入先です。子供たち来るとなると相当気を使う。けがすると悪い。ちょっと待て、準備が要る。そこら辺が、先ほど課長が言った少し綿密に、必ずとは言わない、できるだけ受けいただけのようなという、これから今、来年度からしたいと思っています。あともう一つ、できるか分かりません。一つの私の理想です。土日、地域でもう一回地区の人たちが地区子供会つくりませんかと言われています。土日たった1人2人しかいないうちの地区、でも、地区で昔あった子供会つくろう。月1回はいやいや多い、2か月に1回、3か月に1回でいい。何か子供を入れた地区行事しよう。そんな地域移行になれば私大変感激します。そういった部分も生涯教育の部分で来年度から少し取り組んでいただきたいと思っています。それから、教育委員会サイドでは今やっている雪山塾、葉山塾、松の実塾、未来塾は学習塾です。土日、今度充実して、少し今まで以上に参加を促したい。ただ、何度も言うように、それに関

してはこの地域移行というものを保護者の皆さん、地域の皆さん、理解してもらわないと駄目なんです。部活だろう、部活だろう、部活ではないんです、土日は。そこが一つのネックなんです。平日は部活、土日は子供の自主性を持ったやりたいものに移行していく。それが同じ野球だったりバドミントンだったりと僕は違う。絵を学びたい。そういうものの移行に変えていければというのが理想ですが、ですから、地区の子供会などというのも最高の理想だと思っています。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 本当に教育委員会では子供たちを中心に考えていただいているということで、ありがとうございます。子供たちが主役であるということが念頭に考えていかなければならぬと思っていましたけれども、それは本当に教育委員会で念頭に置いてくれていると改めて思った次第です。それで、先ほど地域移行を理解してもらうと、保護者に理解してもらうということが大切だと私もそう思います。子供会とかそういう取組をしながら、また、部活動の土日の地域移行を受けまして、新たな郷土愛を育むような教育の一環といいますか、そういう取組になるのではなと私は本当にこれをチャンスだと思っております。しかしながら、保護者に対する理解をしてもらうということ、それはもちろんP T Aでもやっていかなければならぬと思うんですけれども、行政側でそうやって理解を得るようにする活動といったらいいか、啓蒙活動、そういうのはどう考えたらいいと思いますか。

○議長（海藤邦夫君） 教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 大変難しい問題です。当然広報なり、ただ、言えるのは基盤、学校の保護者がまず第一にその思い、考え方の移行に関してなり徹底してというか座談会ふうに現実に会話をしていくかないと駄目だと思っています。その中には、これも課題です。技術を磨いて一流にしたいという保護者の方、いやいやうちのはそこまでではない、ちょっと覚えればいいのだ。あとは、何かさせないと悪いからさせているのだ。この温度差が非常にあります。だから、その点も十分、それも今度学校の先生、何とかうまくしてくれ、これも無理です。学校の先生、保護者ですからそこら辺、同一でまず理想でしようけれども、いい機会なんです、この移行は。そういう点、逆に伊藤議員、すなわち、今P T A連合会長さん、一緒になってその点、いい意味で保護者を前向きに少しずつ丁寧に頑張っていきたいと思っています。答えになつていませんが、お許しください。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。何とも難しい問題でありますので、お互にこれから話

し合って考えていかなければならないと思います。それで、最後にスポーツ文化活動、芸術活動の受皿がない状態では、何もしないで家にいるという中学生も出てくると思います。子供に活動しろと喚起するのは保護者でありますけれども、受皿をつくるというのが行政側の役割も大きいのではないかと私は思います。そのような、何もしないという中学生がいなくなるように何か一生懸命何かしら活動する子が多くなるように、みんなが生き生きと何かしらの活動に取り組むというのが私の理想であります。今まだ過渡期といえばそれまでですけれども、県で出している指針に関しては理想的なことばかり書いてありました。ガイドライン、私も見ましたけれども、役場では本当に対応に苦慮していることだと思います。地域スポーツや文化活動の中に部活動が入っていくようなイメージだと私は思っております。教育委員会からもPTA、私もPTAなんですけれども、子供・保護者・村との一緒に考えていく場を提供して、その場を提供していただきたい。そのきっかけをつくっていただきたいと私はそう思っております。そうすると、前に進んでいくのではないかと。それで、最後に地域移行を通して中学生が世代間を超えた交流をするなど、地域と共に歩んでいく活動をしていければと願いまして質問を閉じます。どうもありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之議員。

〔7番 佐藤雅之君 登壇〕

○7番（佐藤雅之君） 私、5番目ということで、後ろのほうがかえってプレッシャーになっておりますけれども、今日は村長に2つの点で質問をしたいと思います。

まず1つ目が、帯状疱疹ワクチン、今年度から始まりましたが、この立替払いの要らない制度に、助成制度にできないかということがまず1問目です。

そして2番目は、今残念ながら操業停止しておりますが、升玉小水力発電再稼働の見通しとその備えはということで、この2点について村長に質問したいと思います。

まず1番目でありますが、これは言うまでもなくですが、近年のコロナウイルスをはじめ各種感染症が周期的に、しかも短期間に蔓延する時代を今、我々迎えております。感染症予防にとって、最も注目されるのが、贅否いろいろあって様々なことが言われていますが、私としてはワクチン接種というのは有効な手段だと認識しております。さて、今年度から大蔵村でも50歳以上の住民を対象に、帯状疱疹ワクチン接種に対して村として助成をする事業が始まりました。この間、帯状疱疹、増えているみたいですね。コロナを契機として何か帯状疱疹が増加しているということも聞いております。これは大変歓迎すべきことです。まず、こここのところを言っておかないと何か反対しているかのように思われてもあれなので、まず、これは本当に早い

段階で助成をしてもらってありがたいということはまず言っておきます。ありがたいというか歓迎するということは言っておきたいと思います。帯状疱疹は多くの子供がかかる水ぼうそう、私も経験しましたが、その原因ともなる水痘帯状疱疹ウイルスが体に潜伏し、50歳を過ぎた頃から加齢やストレスで再び発症して引き起こされるとされ、80歳までに日本人の3分の2が発症すると言われています。私も50歳過ぎて少しなるんすけれども、心配になってきた時期でもあります。3人に2人が発症すると言われています。この病気は皮膚の発疹や炎症が治癒した後も、重い神経痛などの後遺障害を引き起こし、目や耳にできた場合は重い合併症を引き起こし、失明などにつながるともされています。現在、任意での接種ですが、高齢者の多い大蔵村でも多くの方にこの帯状疱疹ワクチンを接種していただきたく、思っております。一方で、ワクチンには現在2種類、有効性が試されているワクチンがあります。私も最近知ったわけですけれども、予防効果がより高く、比較的予防期間も持続すると言われているいわゆる不活化ワクチン、商品名だから言っていいのかどうか分かりませんが、シングリックスというのを2回接種が必要なんです。もう一方は1回でいいんですが、効果期間が短いと言われているんですが、効果期間が長いと言われているシングリックスは2回必要。医療機関によって多少価格にばらつきはありますが、村の診療所では1回当たり、私もこの間受けたんですが、1回当たり2万1,300円、2回接種で4万2,600円と大変高額です。そこで、村はこの不活化ワクチンの場合、2つあるわけですが、一方の高いほうのより効果が長く続くと言われているワクチンについて言えば、両方補助があるのは知っていますが、例えばこのシングリックスに対しては1回当たり1万円、2回ですから合計2万円の補助助成が受けられるそういった制度を開始したと私は認識しております。とはいって、助成の方法は償還払い方式、後から自腹を切って後から還付されるという形です。償還払い方式を取っているため、本人が費用を一旦全額立て替えた後、申請、償還するという流れになっています。せっかくの助成ですが、この方式が接種推進のハードルにならないかとの問題意識を私は持ちました。そうした中で、窓口での支払い時に助成分を最初から差し引いて後からの償還ではなく最初から助成分を差し引いた形での請求方式に改善すべきだと私は考えております。村長の考えをお尋ねしたいと思います。これが1番目です。

2番目はがらっと変わるわけですが、次にS P C方式で村も入って設立した事業年度8期目に入った升玉小水力発電事業についてです。水車の軸受け部分の摩耗等の不具合から、9月議会が終わってから聞いたわけですが、今年8月13日以来運転が停止しています。原因が、当該部分の洗浄を自然流水で行っていたためとされ、今後は不純物が混じらないよう水道や井戸水

を使うとしています。その際、併せてあのときの説明の中ではそういった不純物もあったんだけれども、併せて経年劣化によるものとの説明もありました。この事業を振り返ってみると、当初は令和2年度から行う予定でしたが、先ほど来出ています令和2年の水害がありまして、自然災害の事情から稼働開始時期が令和3年度にずれ込んだとなっております。そうしますと、実際の稼働実績は令和3年から数えると令和6年8月ですから3年をちょっと越えて3年強という状況です。当初の計画では、フィット期間というのもあるんでしょうけれども、運用期間を20年ともっとそれ以上、当然使えば使うということですが、一応20年という形で見込んでの発電装置だと思うんですが、それにしては3年強ぐらいで経年劣化ということであれば、損耗が相当激しく想定よりも早いのではないかと危惧をするところであります。村が地域住民への還元事業ということで、2回今のところ実施していますが、商品券です。ああいった形で地域に還元するというそういった事業も行っているということは、大変高く評価しておりますし、自然エネルギーへの転換、地域資源の有効活用を行っていることについては、私も同感であります。しかし、事業の不確実性についてどのように備え、いいところもアピールするけれども、こういう課題もあるということも含めて知らせていくという方々、もちろん、行政ですからPRが先ではあると思うんですが、こういうリスクについてももっと村民に明らかにしていく必要があるのではないかと私は思っています。これは民間の企業ではありますが、社長は村長ですので、村が中心に関わっている事業ですので、改めてリスクについての村長の認識をお聞きしたいと思います。まずは、以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 初めに、「帯状疱疹ワクチン立替払いの要らない助成制度に」という佐藤雅之議員の質問にお答えをいたします。

議員からありましたとおり、帯状疱疹は多くの人が子供のときに感染する水ぼうそうと同じウイルスが原因で起こる皮膚の病気で、加齢等により免疫力が下がるとウイルスが活性化し発症する THERE があります。特に高齢者がかかると重症化しやすく、痛みが長引いたり後遺症が残ったりすることもあります。帯状疱疹はワクチン接種をすることで発症予防、重症化や後遺症の予防を期待できることから、村ではこの4月から50歳以上を対象にワクチン接種の助成を行っており、県内では、現在7自治体のみで助成を行っています。これまでの実績については、11月末までで20名の方から申請があり、助成を行っているところであります。先ほど、佐藤議員からありましたとおり、私ども50歳を越えている方々、そして議員の先生方からもそういう

たことを率先してやっていただければありがたいのかな。そして、村民へのPRにもなるのかなと思っているところであります。よろしくお願ひを申し上げます

予防接種の助成方法につきましては、本村の場合、定期接種と任意接種で異なります。予防接種法に基づき、市町村が実施主体となって行う定期接種については、全自治体で行っていることから山形県医師会と契約を締結し、接種者は無料または助成分を差し引いた額の支払いで済むようにし、後日、村から医療機関に支払いを行う方式を取っています。しかし、法に規定がなく、希望者が各自で判断し受ける任意接種については、助成を行っている自治体が少ないとことや煩雑になり医療機関での事務負担が増えることなどから、県医師会等のまとまった医療機関との契約は難しいため接種費用を一旦全額立替払いをしていただき、領収証により後から助成金を本人にお支払いする償還払いの方式を取っております。償還払いについては、一旦金額を負担しなければならないデメリットがあるものの、どこの医療機関でも摂取できるというメリットがあります。予防接種はかかりつけ医と接種者が接種について相談して行うものとされており、できる限りかかりつけ医で接種できるよう、県医師会等のまとまった医療機関と契約ができない任意接種についてはこの償還払いを基本としており、帯状疱疹の予防接種につきましてもこの任意接種であることから、このような方式としているところでございます。これまでの予防接種の状況や他市町村からの聞き取りによりますと、助成方式によって接種率に違いが出ることはないようですが、今後につきましては接種者が多い大蔵村診療所についてだけでも立替払いせずに済むようにし、その他の医療機関についてはこれまでどおり償還払いとして実施できないか、助成方式が混在することにより混乱を招かないなども含め今後検討してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解、御協力を願いし、答弁いたします。

次の質問であります。「升玉水力発電再稼働の見通しと備えは」という質問にお答えをいたします。

升玉小水力発電所の稼働停止と原因、今後の復旧見通しにつきましては、9月定例会終了後に副村長が説明をしたとおりであります。もう一度、概略を申し上げますと、8月13日に発電機軸受けの温度が上昇し、発電機が停止、原因調査と復旧対応を行い、再稼働しましたが、主軸の軸振れが確認されたことから、運転を中止しました。詳細な原因調査を行ったところ、水車軸受部の損傷が確認され、水車軸受部を分解、工場に搬入後、応急対策をして、9月11日に運転再開をしました。しかし、軸振れは回復せず、軸振れが発電機軸受まで及んでいると思われ、現状で長期運転に耐え得る状況にないこと、さらなる損傷を招く可能性があると判断し、

全軸受の取替え、水車軸受スリーブの取替えをすることで復旧工事を発注しているところであります。当初、経年劣化の可能性も指摘しておりましたが、原因は7月25日の豪雨による銅山川の砂礫を多く含む濁水が大量に流入したことと推測をしております。水車軸受部の冷却水は河川水をろ過し、三重のストレーナーで粒子を取り除く構造になっていますが、ろ過能力を上回る大量の泥水が短時間に発電設備に流入し、微細な粒子により水車軸受が損傷したものと判断をしております。交換部品については、国内でストックされているものや国内調達できるものを早急に調達し、一部部品はどうしても海外調達になっており、納入まで2か月前後かかり、したがいまして、3か月程度の工期が必要となりました。現在、順調に工事が進捗しており、予定どおり12月中旬頃、もう少しで終わると思いますけれども、運転再開できるものと見込んでいるところであります。事業の不確実性による備えについては、専門性の高い高度な技術が必要なことからＳＰＣ、特別目的会社を立ち上げ運営してきたものであり、ＥＰＣ、設計から施工一括発注で工事を施工、さらに、運転、維持管理業務を担っているＳＰＣ構成企業である日本工営との信頼関係により最善の対処をしていると認識しておりますし、村としての考え方や意見も尊重していただいているものと思っております。また、こうした現状に備え、損害保険契約も締結し、議員御指摘の不確実性に備えております。したがって、今回、その故障箇所の修繕、さらには休業していた分の発電の未収入部分についての補填が全てされるということであります。事業計画当初から何回も申し上げてまいりましたが、本事業は前例のない発電事業で、県内でも最も小さな村の脱炭素社会への挑戦、地域活性化であり、私の村づくり、地域づくり事業の一端であります。今回の事故修理はリスクと捉えるかは別にして、新しい事業にはリスクは付き物であり、常にそのリスクを最小限にとどめる努力が必要と認識をしております。こうした事案から学び、改善していくプロセスは事業の成長の機会であり、スタートしたばかりの現状においては、それこそ不確実な状況を恐れずに次につなげることが重要と考えております。議員皆様方の御理解と御協力をお願いし、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 1問目の帯状疱疹ワクチンの件ですが、償還払い方式を取るということで、医師会等の関係だとかいろいろ調整を募るに手間がかかったり混乱を生じたりするということも含めて償還払いという形にしていると思うんですが、確かにそういう側面はあると思います。ただ、ほかの自治体などを見ていると、協力医療機関ということを指定して、まだ、数が少ないとすることもあってなんでしょうけれども、協力医療機関を指定して、そこには償還払いではない方式でやることもやっていると思うので、村長の答弁見ると、村診療所に

についてはできるだけ立替払いをせずに済むようにしと書いてあるんですが、最後を見ると、今後検討してまいりたいということなので、村診療所だけでも今この段階で直接補助をすることは答えられないでしょうか。ここを聞きたいんですが。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私はそのように課長に指示をしたところあります。ただ、こういったことはすぐにできる場合、できない場合、あると思いますので、もし、一番遅くなっても年度から、来年度から、令和7年度からそういう対応をしていきたいと課長は私との話合いで言ってくださいました。私はすぐにでもやりたかったんですけども、そういった医療的に、あるいは健康福祉課としてのいろいろな対応としてそういう安全策でそう答えるべきという2人の話合いの中でこういった答弁になったことを御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今、分かりました。遅くとも令和7年度からということですので、来年度には直接補助ができると考えます。確かに、こういった形で補助してもらうのは本当に助かるし、一村民としては大変ありがたいことだと思います。一般質問でありがたいとか助かるとかと言うのはどうかと思うんですが、一村民としては非常にありがたい制度ですし、私自身も50過ぎてから、個人の問題は別としても、体調をいろいろ崩したりして、そういう中で予防ができるという形で、こういう効果的なワクチンをいち早く補助をしてくれるという姿勢はありがたいと思います。ただ、併せてシングリックスでしたか、より効果が長いと言われているものは先ほど言ったように1回当たりが2万3,000円ですから、2回接種となるとま4万6,000円の、4万2,600円になるわけですけれども、確認したいんですが、1回接種のものも生ワクチンはそれとして、2回接種の場合、間2か月空けなければいけないとなっているんです。例えば、私の例で言うと11月11日に打ちました。次、早くても1月上旬ぐらいになるわけですが、そうすると申請書を見ると2回分のもので、1回目2回目といつ受けましたかという申請になっているんですが、これは2回受けてからでないと申請できないのか。それとも1回ごと、それもちょっとした差かもしれませんけれども、1回ごとすぐ申請して、2回目申請ということで2回すれば手間はかかるけれども小まめに償還されるのか。今現在どう運用しているんでしょうか。教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） このことについては、事務的なことでございますので、担当課長にお答えさせていただきます。担当課長、お願いします。

○議長（海藤邦夫君）　長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君）　不活化ワクチンの償還払いの申請につきましては、1回1回大丈夫です。それから、役場ではなるべく早くということで会計室で大きく月に2回払うような体制づくりしているんですけども、その2回のうち10日過ぎなのか、20日過ぎなのか、どちらかでお支払いしたい。おおむね2週間ぐらいで支払いするように努力しておりますので、よろしくお願ひします。あと、申請の仕方については佐藤議員さんお見込みのとおり、不活化のものは2回打たなければならないということで、1か月後にもう一回申請しなければならない手間はありますけれども、ワンペーパーと振込先のコピーさえ頂ければすぐできるかと思いますので、1回1回していただいたほうが、2回に振込が分かれますけれども懐にとってはいいのかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、答弁にもありましたけれども、県の医師会にはなかなか山形県は7市町村しかまだやっているないということもありまして、おおむねの市町村がやるようになれば、秋田県などはかなりの市町村がやっているんですけども、山形県は進んでおりません。最上は結構進んでいるほうで、8市町村中半分の4町村がやっていますけれども、なかなかそれだけで最上地域の医師会にはまだ難しいかなと思っておりますので、その点については御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君）　7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君）　分かりました。申請書のだけみると、2回受けた後に申請するのかと思ってしまう部分もあるので、これは一般質問というより事務的な話なので個別には言ってもいいとは思うんですが、1回ごとできますというのもPRしたほうがより受けてもらえるのではないかと思います。全体の流れとしては、私が要望したことを、要望というか質問したことに対する答えてくれたということありがたく思っているんですが、気になったのは村長の答弁の中で償還払いかそうでないかによって受診率だとか受けるのに差はなかったと言い切っているんですが、これは本当にそうなんでしょうか。私の周りで聞いていると、助成してもらうのはいいけれども1人当たり何だかんだ言って4万幾らかかる。夫婦で受けたり家族で受けたりして50歳以上となって受けると相当な出費になる。ここに対して後から補助するということなので、後から補助するよりは最初から補助してもらったほうがより受ける可能性は高いと思うんですが、なかったというのが気になったのでどういう根拠で言っているのかと思いました。

○議長（海藤邦夫君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　そのことも答弁書作成の中で担当課長と話をして、担当課長がきちんと

したところから得た情報でありますので、ガセネタではありません。そういうことで、数が結構多くなればそういうふうに差がなくなってくるんだと思っております。その辺も含めて、ただ、どうしてもこういった補助事業については受ける側の立場に立って行政が努力するべきだと感じておりますので、その点についてはできるものはできるとはつきり、今後もいろいろな方面で示してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今の全体の話としては、遅くとも来年度からは直接医療機関で、医療機関と言っても村の役場に限定ですけれども、診療所で補助ができるということで理解しました。次に、升玉の小水力発電に進みたいと思います。私も心配しながら、総務課長あたりに状況を聞いたりはしていたんですが、12月中旬ぐらいには再稼働するだろうということで、順調に進捗はしているということなんですが、当初も9月中に一旦再稼働可能となったわけです。9月11日に運転再開したけれども、結局、また軸振れが回復しないとかということがあって、今に及んでいるわけなんですが、今度は村長の見立てでも12月中旬には再稼働はできると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私がそう詳しいわけではありませんけれども、いろいろな情報についてはそう捉えてございます。それから補足説明しますけれども、文章に表すことができなかつたことです。佐藤議員も御存じのとおり、銅山川というのは急勾配といいましょうかそういったことですので、雨が降ればすぐ川の水が濁ります。その川の水を受けて、少し潤滑の役目を果たしておった。それが一番原因だということで、濁りがよその川から比べれば非常に激しいといいましょうか、しょっちゅうなっているということあります。それが一番災いしたと私は捉えてございます。そのほかについては、いろいろありますけれども、詳細については必要であればうちの副村長から、あるいは総務課長から答えさせますので、何なりと質問をしていただけれどと思っているところであります。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 答弁では経年劣化ということもあったけれども、そうではないということで否定されているので、私もちよっと聞きかじっただけでよく趣旨を確認すればよかったです。ですが、経年劣化という言葉が残っていたものですから、20年にしては3年強ぐらいで経年劣化を指摘するとなると、これはなかなか大変だ。今回のような濁り水とか水害で突発的な事故であれば、これは致し方ない部分もあるけれども、ある程度摩耗していくというスピードで

ここまでやられてしまうと先が大変だなと、そういう思いで今回質問したところであります。より詳しく聞けばよかったですんでしょうけれども。

もう一つ、気になったのは、答弁見ていますと国内で準備できるものは国内にストックがある。外国産ということで、当初、私も技術はチェコ産というか外国産でないと難しいんだろうとは思いつつも、ちょうどあの頃、コロナもあって令和2年のときも入国禁止だとそういうのがあって、外国からの技術者がなかなか入れないとかという問題があったので、外国産のものだとストックなどをどうするのかというのは当初から懸念していたところだったんです。当時の副村長だと、日本国内に予備についてはストックがありますという話で、部品交換も国内で、あのとき、私の解釈としては完結できるのかと思ったんですが、結果的には、もちろんそれをこここの発電所のためだけに取っておくとすればそのコストもかかるでしょうし、いつ壊れるか分からぬものに備えるというのもあれでしようけれども、日本工営さんとしては複数の発電所を運営しているんでしょうから、そうするとどこかが壊れた場合にスペアが送れるような形で、国内で完結できるような形で、難しいのかもしれません、ストックが常にキープされている。何かあった場合はそこに補填できると私は理解したんですが、最終的には国内では全部は賄えないというのは今の状況なんでしょうか。その点、聞きたいです。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これは私と今まで会社との話し合いの中で、私が考えたことであります。

その後、副村長に尋ねたいと思いますけれども、私が思うに、今回の軸受の場合、普段は摩耗することがそんなにないということだと思うんです。頻繁に故障したり取替えが必要なものは日本国内でそれなりにストックも可能であったということ、今回の場合、軸受の、先ほど私が申し上げました銅山川は特殊な川で、濁りが非常に多いということ、その中で微細粒子のその粒子でもってちょうど研磨剤を塗布したと同じような形で主軸が減ってしまったということなものですから、普段はそんなことあり得ないことがなってしまったということで、当初はなかなか何が原因が分からなかったし、どうしてこんなふうになったのかということも分からなかった。そういうことで、普段はそういうことにならない部署がなったものですから、交換するための部品がストックされていなかったということだと私は思っているところであります。そういうことで、今回、少しぐらいお金かかっても水道水、もしくはあそこの地下水、きれいなお水で潤滑のための水、例えばそこにオイルを使えばいいのではないかという、川ですのでオイルを使うことによって川が汚濁する、漁業組合、そういういろいろな関係がございまして、使えないということでそういうことにしているわけです。そういうことですので、御

理解をいただければと、これは私の憶測であります。その後、いろいろな話をしながら副村長のほうで会社からいろいろな情報を聞いておるとすれば、お答えいただければと思っています。いかがでしょうか。（「そのとおりです」の声あり）

そのとおりだそうであります。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 分かりました。ということは、12月中旬には再稼働するということなんでしょうけれども、この間、商品券だとかそういう形で宣伝して、私はそれは非常にいいことだと思っている。大前提なんですが、ただ、一方で1つ気になっているのは、これは解釈の仕方かもしれませんのが、収益を上げたその収益が原資となってこの商品券が配られていると思っている方もいるのではないかと思うんですが、実際は第7期は黒字にはなっていますけれども、減価償却とかいろいろあるんでしょうけれども、第6期まではこれで見ると当期純利益は第6期がマイナス887万4千何がしかの赤字になっているわけです。これは減価償却費とか引いたということで、名目上の数字のことかもしれませんけれども、この経営状況を誰がどこまでするかというのはある程度ありますが、あと、民間会社だという制約はあるんですけれども、この利益が直接還元されているわけではないというところは、はっきりしてもらいたいと思ったところでした。悪いと言っているわけではなく、でも、実際は利益が還元してもらいたいんばんうまくいっているんだと思ってもらうことはいいことなんですけれども、実際はそうではないというところははっきりしてもらいたいと思ったんですが、どうでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員はそういう捉え方していると思うんですが、私は違うんです。発電ということの金額、収益についてはそうかもしれません。でも、その建物なり資産の有無、所得といいましょうか収益があるわけです。例えば、村が固定資産税として頂くもの、それから法人税なりそういうものがあるわけです、売電収入のほかに。私はそういうものを全て含めてその発電所の収益として感じております。そして、その果たす役割というのは社会的貢献度は非常に大きいものがありますし、そういうことをきっちり逆にアピールをしていかないと、なぜそんなものを作ったとかいろいろなことが逆に出てくると思うんです。ですから、例えば20年間の償還の中ですけれども、毎年この分だけ返せばすごく収益としてその後は上がってくわけです。今、20年が発電事業のタイムリミットのような感じで受けて、そういう質問、発言の内容でしたけれども、そうではないんです。そこからがもうけになるわけです、完全なもうけです。そのところを御理解いただきたいと思います。ですから、今、始めたばかりの中で

単年度の収入のみを見るのではなく、これから将来的にこの資産、発電所が稼ぐその金銭的なものと、いろいろな大蔵村のイメージといういろいろなものが収入としてなり得る。それを多くの方々に伝えていく、その義務が逆に私はあると思うんです。ですから、最後の文書の中でああいうふうにまとめさせていただております。いろいろな方々が大蔵村にいらしたり、これから肘折の誘客についても大蔵村としてこの発電所の説明をするときに、肘折に泊まっていただけなければ私は説明はしません。おいでにならなくても結構です。そのぐらいの高飛車な対応でいいと思うんです。そういうふうにして村に対して収益を得る、あるいは有益性を求めていく、そのことこそがこれからの村のいろいろなPRにもなりますし、私は発展につながっていくと考えております。ですから、そういう形でさせていただきます。ただ、今回こういうアクシデントがあったということは、しっかりと村民には伝えていきたいと思っております。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 村長の立場はよく分ります。20年で終わりではなく、それから稼ぐんだというのも分かっています。20年で償還して、その後は利益になるわけですから、もうけになるわけですから、より多く持ってもらいたいと思っていまして、その中で経年劣化というのが最初あったものですから、そこで3年強で経年劣化するようなもので、途中10年でオーバーホールするとかというはあるにしても、あまりにも当初の想定より損傷が激しいのではないかと逆にそういう意味では20年を超えて利益になる部分が少なくなってしまうのではないかという懸念も含めての質問ではあったんですけども、そういうことではなく、たまたま今回はあまりにも特殊な事情で、特殊といつても銅山川が急流だということは分かっていたことなので、何をもって特殊にするかというとまたいろいろあるでしょうけれども、ただ、突発的な中でああいった状況になったということに理解をしましたので、引き続き20年を超えてまだ環境にもいい形で地域にマッチするような形で企業が成功すればいいと私も思っていますので、そこは御理解いただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 本来、小水力発電、あるいは水力発電というものはその最初の施設を立ち上げるときにはある程度というかよその発電施設よりは多額の経費、建築費が必要となるそうであります。当然、大蔵村の場合は10億円になります、約10億円。ただ、その後の維持管理、それについては非常に経費が必要で少額だということ、それからコスト面でもそうですが、故障も少ないというのが水力発電の特徴なんだそうです。ですから、今回のような濁り水に対応しての特殊事情があったからこそそういう故障はしましたけれども、普通の場合は

非常に故障が少ないんだということも聞いてございます。ですから、私はできればいろいろ考え方はあるんでしょうけれども、村としてこういった財源の求め方、これは決して間違いではなかったと思っていますし、今後もし条件が整えばそういうことに挑戦することも私はやぶさかではないかと思っています。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩します。

再開は15時20分といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

8番 斎藤光雄議員。

〔8番 斎藤光雄君 登壇〕

○8番（斎藤光雄君） 最後の質問になります。少々時間、15分ぐらいいただきたいと思います。

私は、今回2点ほど村長と教育長ということで質問したいと思います。

初めに、一般今回処分についてですけれども、昨今、今回の処分内容等がちまたでは厳罰化の議論がされているような状態でもあります。村として度重なる事案の厳罰化に向けて、懲戒処分基準の規定を早急に検討し、根絶に向けた新たな規定を示すべきではということと、あと、2点目は、小さな村だからできる企画ということで、先日、9月ですけれども、議会情報広報常任委員会の4名で東京の帰りに栃木県日光市を訪れまして、大蔵村村民栄誉賞第1号の佐藤則武さんを訪問し、日光東照宮で文化財の漆塗りの技術について見学、説明をいただき、学んできました。佐藤さんの仕事のきっかけは、100年後の世界に残る仕事をしたいということで、しっかりととした文化財各所の漆塗り技術の説明を受け、私も将来ある村の子供たちに江戸幕府がつないだ漆塗り技術を佐藤さんが御健在のうちにぜひ機会を設けていただいて、小さな村だからできる学びの環境を生かし、将来大蔵村を背負う子供たちに佐藤さんが歩んできた功績の説明を受けさせ、学習の機会を設けるべきではないかと感じてきました。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 斎藤議員から2つの質問を受けておりますが、1つ目の「一般行政職員の懲戒処分について」という質問について、私からお答えをいたします。

まず、このたび、大蔵村役場職員が酒気帯び運転で検挙されたことにつきまして、村民の信頼を裏切る結果を招き、心よりおわびを申し上げます。

飲酒運転の撲滅を推進する立場にありながら、誠に遺憾なことであり、非常に残念であります。全職員に対しまして、折に触れ指導してまいりましたが、今後、再発防止に向けて飲酒運転には絶対にしてはならないこと、そして、倫理向上と法令遵守を徹底して指導を行ってまいります。

さて、本村の職員の懲戒処分に関する条例には、地方公務員法第29条第2項及び第4項の規定に基づき職員の懲戒の手続及び効果に関する規定をしております。処分の内容は免職、停職は1日から6か月まで、減給は給料の額の10分の1及び戒告と規定されております。この条例を基に、懲戒処分に関する細かな項目を設けて規定を制定しております。斎藤議員が今回、厳罰化を求める内容については、飲酒に関することと考えますので、その項目について申し上げます。この規定では酒酔い運転は懲戒免職、酒気帯び運転は停職または減給となっております。この規定は福岡県であります飲酒運転による死亡事故を受けて、本村でも厳罰化した規定に改正し、平成19年1月1日に施行したものであります。他の自治体で情報が開示されている内容を参考にしますと、飲酒運転の状況やそれによる事故の状況によって処分が行われております。酒気帯び運転のみでは停職処分、飲酒運転で事故を起こしたなどによる他者に損害を与えたなどの場合では免職処分とされている場合が多くあります。一方で、こうした処分について免職になった要因にもよりますが、被免職者から裁判を起こされて敗訴している場合もあります。また、国では自動車運転による死傷事件に係る罰則に関する検討会を専門家から意見をいただきながら開催をしているようです。議論段階であることから、内容については差し控えますが、法律が改正され、対応すべき内容であれば、しっかりと対応をしてまいります。何度も申し上げますが、飲酒運転は絶対にしてはならないことであります。このことを強く認識しておりますが、条例や規程の改正については、先ほど申し上げました社会的状況や法改正を注視しながら検討してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いいたしまして答弁いたします。

○議長（海藤邦夫君） 有馬教育長。

〔教育長 有馬眞裕君 登壇〕

○教育長（有馬眞裕君） それでは、私から「小さな村だからできる企画」という斎藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

皆様も御存じのとおり、本村沼の台の御出身で、現在、栃木県日光市に在住の佐藤則武様に

おかげましては、令和4年10月に文化財を支える伝統の名匠である国選定保存技術建造物漆塗りの技術保持者として個人で初めて認定され、令和5年3月には第1号となる村民栄誉賞を受賞されるなど、大変すばらしい御功績を認められております。佐藤様は沼の台中学校を卒業後、塗装の基礎を学ばれた後、23歳の若さで100年後にも残る仕事がしたいと日光社寺文化財保存会に入会され、長年、塗り師として漆塗り技術の鍛錬に努められ、日光の国宝や重要文化財建造物に数多く携わってこられました。また、修理だけでなく調査研究により漆技術の解明を行うなど、その技術の普及や後進の指導にも貢献されております。

さて、斎藤議員の小さな村だからできる企画といたしまして、村の子供たちに佐藤様の功績について説明を受けさせ、学習の機会を設けるべきとの御提案をいただいたところでございますが、これは大変すばらしいことだと考えます。どのような形で実施できるかは、今後、学校と十分に協議しながらということになると思いますが、まずは、中学生のキャリア教育の一環として検討していくのではないかと考えております。このことは子供たちに夢や希望を与え、将来の職業選択など考えるときの一助になるとともに、子供たちにとって大変な励みになると思われます。改めて申し上げますが、斎藤議員の御提案については非常に有意義な御提案でございますので、十分検討してまいりたいと考えております。議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 最初に、処分の件について再質問したいと思います。

今まで村からはいろいろ文章等を頂きましたけれども、いろいろプライバシーのこととか個人情報あって出せない部分もあると思うんです。それで、確かにこれから法改正も始まり、それに基づいてなっていくんだろうということは理解できます。それで私が一番懸念しているのは、1点だけ再質問したいと思いますけれども、今後、この職員が2年間というか数年間免許が失効して自動車を運転できないわけです。そうすると、こんな村の雪国の中で能力以前に免許証がなかったらこんなところでは暮らせない、仕事上でもということであって、その点に関してこの職員の方をこの2年間免許取得して通常業務に戻るまでの間にどのような形態で働き方をさせるのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 免許がなければ仕事ができないという斎藤議員の考え方も分かります。

けれども、人が生きていく上で免許の持たない人もきっちり仕事をしながら生きている現状であります。そういうことを鑑みたときに、必ずしも免許がなければ人として、あるいは人間

として生きていけないかというと、そうでもないと思います。仕事についても、私は同じと思う。そういう方については、それまでの期間、周りの方々がいろいろ配慮しながら見守ってやるということも大事なことではないかと思ってございます。そういった中で、職員間のことでも努めてまいりたいと思っています。具体的なことについては総務課長から説明、あるいはお答えをさせたいと思います。いかがでしょうか。総務課長から。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、私から今回免許で車の公用車の運転できないという状況になりますけれども、その辺、いろいろな業務ありますので、その部分で配属になった課なりでその分、どういった仕事ができるのかということも検討しながら行っていただきたいと思っております。免許というのは非常に大事な要素ではありますけれども、中で事務をやるということも、例えば窓口業務をするとかそういったところについては外に出る機会というのは非常に少ないので、そういったことも考えられるのではないか。一例でございますけれども、そういう工夫を凝らしながら行っていただきたいと考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） なかなかそういう答えにくい答えだとは思いますけれども、私も民間でいろいろそういう事例も事案もいろいろ見てきております。そういう人間の1つ補うために誰かかかれか1人をある程度中堅である程度その能力的にも必要とするような立場にいると思われているんです、私。だから、何かあったときにはその人間に1人をつけなければならない。そういう状況も私は以前勤めている場所で経験してきております。だから、確かに私たちから見れば公金だからこういうことができるのではないかと私は理解しています。一般の村民の方もいろいろ疑念や疑惑を申し上げているのも、そういうことがあってあくまでも歳出的には公金だからこういうことやれるんだということで、すぐ言われるわけです。だから、なおさら今後今まで数名の方いるのは私は理解しています、過去に。その辺の今回は最初から一般質問の中には入れなかつたですけれども、度重なっているわけです。それは何十年単位であるわけですけれども、そういうことが事実であるものですから、村長は今回こういう処分内容の委員会ではやったとはいえ、そのいきさつを過去のものも全部御理解したと思います。そういうものを踏まえてみんな答えていただかないと、答えもできないとそういうプライバシーの問題があつたりして、だからそういうことを踏まえてなるべく早く規定を設けて、ほかの職員にも波及しないような感じでこういうことが働き方の中でちょっとした問題がまたいろいろな問題を生む

原因になると私は思っています。そういう不満の中からそんなことがいろいろ生じてきて、こんなことも今回なっているのかと。その働き方のこともきっちりと考えていただきたいと思いました。答弁は別にいいですから、そういう形の中も少し理解していただきて、今回規定を早急に早くしていただきたいという意味で申し上げた次第でございます。以上です。あとは、この件に関してはこれで終わりにします。

佐藤さんの日光の件ですけれども、私たち、東京の帰りに東京の研修を終えて、その夜に宇都宮入りまして、それで1泊泊まりまして、次の日、佐藤さんから来ていただきいろいろ聞いて、佐藤さんからこういう冊子を頂きました。令和4年に自費出版で佐藤さんが出されたものです。その一番最初の文字、言葉が百年後の世界に残る仕事をしたい。それと、一番上の表紙に書かれた徳川幕府がつないだ漆塗りの技術、これに一番ほれたんだということで、一番最初の日光の現場を見て初めて私たちも、私もつい近々では総務課の前いたときに旅行で十何年前に一度お伺いしましたけれども、その辺は物見遊山で観光で行ってほとんど記憶にも残りませんでした。そういうことも踏まえまして、今回、現物をこういう形で直接聞いて印象に残ったのは初めてだったんです。確かに、教育課長とも話しまして、予算化するのはどうなのかということもありましたけれども、確かにこちらに呼んで子供たちに学習させるのもいいんですけども、五感で感じてもらって見てそこでそれが一番の体験かな。それが後世に子供たちが私がこやしとなるというのはそういうことです。そして、この企画は大蔵村小さい村だからこんなことができる。そういう形でタイトルを私設けたわけです。確かにこちらに呼んできて受けさせるのもいいんですけども、実際物を見てということで、それと日光だけではないんです。私も来月沖縄に行くんですけども、最上広域の件で、それで首里城も佐藤さんが関わっているということであったものですから、そういう文化財のものを直接触れていただきて五感で感じていただきたいということでタイトルを設けました。教育長、ぜひ、検討していただき今回いろいろ答弁書を見ますとただ検討ではなく十分検討いたしますという少し尾びれがついていますので、そういうことを踏まえて現実に向けて、佐藤さんも75歳です。高齢なものですから、いろいろそういうことは云々を申し上げるわけにはいかないんですけども、時間があまりないということであって、ましてや第1号の栄誉賞ですから、その辺を考えてそれに対して教育長の答弁いただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） ありがとうございます。斎藤議員さんが現場への子供の派遣は正直そこまでとなるとこれはなかなか、現実何十人、よくあるのが修学旅行です。

ただ、今修学旅行はこれはれっきとした教科学習の一環ですので、目的に沿ったということです。現在はコロナ禍もあって松島・岩手という文学、または景勝地、歴史的という観点から行っています。日光の場合は多少日にちや経費かかるということで、小学生としての行程としてはあまり。中学校は現在、今総合学習の一環として東京で実際自分たちを、大蔵村をアピールすという目的で現場に行っての体験ということを教科に入っています。それで、今のところ日光への直接触れてということまでは、まずもって正直検討はしている部分は持っておりませんです。ただ、私も実際2回行っています。本人とも工房にも案内され、その漆の、私も同じくもらいました。そうです、これ、本人から落成款識、俗に言う落款というものです。落款というのは名前と判子を押すこと落成款識、縮めて落款というんですが、これを頂いてきました。これを既に買い求めて学校に配っておるんです、図書室に。ただ、正直、これは難し過ぎます。私見てもこれはなかなか専門的過ぎて、その分野でのよほど興味がないと。ただ、私たちはこの技術はもちろんです。伝統、国から認められる。それ以上にこうやってやり遂げるということを子供たちにまずもって最初に伝えたい。それが結果、漆だったり、例えば極端に言えば米作り、そういったものだって当然つながっていくわけです。ですから、キャリア教育の一環として本人にも去年来たとき何度も会って、ぜひ教育長、呼ばれたら来る子供たちにそこは分かりやすくしてそのときもしかするとこういう漆の初歩的な漆とはこうだなということも当然入るか、それは協議しながらです。という形で考えておるのが、今現実的には考えているんです。実は、小学校ではこれを配ってから認定を受けてから小学校の段階では大蔵村の宝人ということで5年生6年生の総合学習で佐藤則武さんということで沼の台、地名も活動もどういうことか、指導しております。そういう段階から進めていかないと、なかなか子供たちに通じるものがないものですから、現実今のところ現場へはというのは、ちょっと申し訳ありません。

ただし、本人のやり遂げた、私はプライドを持ってというそれはぜひ子供たちに伝えていきたい。ここは教育です。こういったことで十分検討していくということで考えておりますので、その点、御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 教育長の言うのは分かるんです。私たちも行ってみて初めて漆の日本の良さとか、ほかのものとのことは教育長も聞かれましたか。海外のものを以前に漆を使っていたらしいんですけども、今は全部純日本産にしたということなんです。それはどんな理由かというと、質の問題だそうです。現物見るということはどれだけ五感を感じてどう勉強になるか。ただ受けてただ聞いてただ言ったからとそんな中では五感で感じるということは全然違う

んです。だから、そういう形のものを今だからできるということは今しかないんです。ここ何年かやればよかったですなどとそんなことで私たちは感じてきたから今申し上げているわけです。そういう形のことを今後理解しながら、あとはないんだということで理解して進めて今回少し尾びれをついたような検討の十分ということを理解していただきたい、教育長、少しおまけで頑張っていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日12月6日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時50分 散会

令和 6 年 12 月 6 日 (金曜日)

第 4 回 大蔵村 議会定例会 会議録
(第 2 日目)

令和6年12月6日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
10番	海藤邦夫君		

欠席議員（1名）

9番 鈴木君徳君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課課長補佐	岡部雅人君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君

地域整備課課長補佐

今 井 啓 之 君

教育課課長補佐

八 鍬 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐 藤 信 一 君

議事日程 第2号

令和6年12月6日（金曜日）午前10時00分 開議

第 1 議第 84号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

第 2 議第 85号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

第 3 議第 86号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議第 87号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第7号）

第 5 議第 88号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第 6 議第 89号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

第 7 議第 90号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

第 8 議第 91号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）

第 9 議第 92号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）

追加日程

第 1 議第 93号 大蔵村一般の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 議第 94号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 議第 95号 新庁舎用地造成工事（第1工区）請負契約の一部変更について

第 4 議第 96号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

第 5 議第 97号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

第 6 議第 98号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

第 7 議第 99号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）

第 8 議第 100号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日は6名の方の一般質問、誠に御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は9人です。

鈴木君徳議員から欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりあります。

日程第1 議第84号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会
計補正予算（第6号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、議第84号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大
蔵村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（加藤正美君） 皆さん、改めましておはようございます。

先ほど、議長からもお話ありましたけれども、昨日の本会議一般質問、誠に御苦労さまでございました。本日も議案の慎重審議、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第84号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1,760万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,180万1,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第84号でございます。

議第84号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

令和6年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、専決予算の補正予算書の2ページをお開きください。

専第15号

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,180万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、村長専決する。

令和6年10月9日

大蔵村長 加藤正美

それでは、8ページをお開きください。

2 歳入

15款県支出金3項県委託金1目総務費委託金600万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,160万円。

次のページをお開きください。

3 歳出

2款総務費4項選挙費4目衆議院選挙費661万9,000円。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費50万円。

4款衛生費3項1目簡易水道費348万1,000円。

次のページをお開きください。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費700万円。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費290万円。

以上御審議の上、御承認くださいますようお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2 議第85号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、議第85号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第85号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、業務の予定量につきましては第2条に、収益的収入及び支出については第3条に、資本的収入及び支出については第4条に、他会計からの補助金については第5条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第85号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

令和6年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の16ページをお開きください。

専第16号

令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算（以下、予算という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

事項、4号。主な建設改良事業、白須賀浄水場送水管更新工事。既決予定量、710万円、補正予定量、20万円。計、730万円。

第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で御説明させていただきます。

22ページをお願いします。

令和6年度実施計画明細書収益的収入及び支出
収入でございます。

1款水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計繰入金230万円。3項特別収益 1目他会計補助金98万1,000円。

支出でございます。

1款水道事業費用 1項営業費用 2目配水及び給水費230万円。3項特別損失 3目災害による損失98万1,000円。

次のページです。

資本的収入及び支出
収入でございます。

1款資本的収入 4項補助金 3目他会計繰入金20万円。

支出

1款資本的支出 1項建設改良費 2目単独事業20万円。

16ページにお戻りください。

第5条から読み上げさせていただきます。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中1億3,694万5,000円を1億4,042万6,000円に改める。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決とする。

令和6年10月9日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3 議第86号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第86号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第86号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、健康保険法等の一部改正に伴い、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より、議案の詳細説明を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第86号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中、項注4を項注6に改める。

附則。

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、改正後の大蔵村国民健康保険条例の規定は令和6年6

月 1 日から適用する。

令和 6 年 12 月 5 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議第 87 号 令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第 4、議第 87 号 令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 87 号 令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第 7 号）

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に 2 億 6,950 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 130 万 1,000 円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第 1 表 岁入歳出予算補正」に、債務負担行為につきましては「第 2 表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては「第 3 表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは補正予算書の 2 ページをお開きください。

議第 87 号 令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第 7 号）。

令和 6 年度大蔵村の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6,950 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 130 万 1,000 円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は「第3表 地方債補正」による。

それでは、6ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」

追加でございます。

事項はスクールバス運転業務及び村営バス運転業務委託事業でございます。期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は1億1,700万円となっております。

それでは、隣のページ、お願ひいたします。

「第3表 地方債補正」

追加の表でございます。起債の目的、災害復旧事業債。限度額1億5,390万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、借入先との協定による。償還の方法は借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により据置き期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えをすることができる。

続いて、2の変更でございます。

起債の目的、辺地対策事業債。補正前の限度額3,620万円、補正後の限度額4,790万円。過疎対策事業債1億4,530万円。補正前の限度額です。補正後の限度額は1億8,110万円です。合計で補正前の限度額3億1,050万円、補正後の限度額3億5,800万円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

それでは、12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金 1項分担金 2目災害復旧費分担金353万6,000円。

12款使用料及び手数料 2項手数料 1目総務手数料20万円の減。

14款国庫支出金 1項国庫負担金 1目民生費国庫負担金711万2,000円、3目災害復旧費国庫負担金1億4,110万円。2項国庫補助金 4目土木費国庫補助金130万円の減。

15款県支出金 1項県負担金 1目民生費県負担金153万3,000円、2項県補助金 2目民生費県補助金42万5,000円。

次のページをお開きください。

4目農林水産業費県補助金1,988万8,000円、6目土木費県補助金10万円の減、9目災害復旧費県補助金8,418万5,000円。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金61万2,000円。

17款1項寄附金1目一般寄附金142万4,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億8,920万円の減。

20款諸収入4項5目雑入90万7,000円の減。

21款1項村債5目土木債4,750万円、9目災害復旧債1億5,390万円。

次のページをお開きください。

3歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費416万円、2目文書広報費、こちらは節の補正でございます。3目財政管理費61万2,000円、6目企画費150万円の減、9目情報システム費21万1,000円、12目諸費131万円、14目デジタル推進費134万2,000円。3項1目戸籍住民基本台帳費、こちらは財源内訳の変更でございます。

次のページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費85万円、3目老人福祉費76万4,000円、4目障害福祉費550万2,000円、5目国民健康保険費71万8,000円、7目後期高齢者医療費27万4,000円。2項児童福祉費1目児童福祉総務費21万円、3目児童措置費300万円。

4款衛生費1項保健衛生費、次のページをお願いいたします。

1目保健衛生総務費197万8,000円の減、3目母子保健事業費12万円の減、4目予防費1万7,000円の減、5目健康づくり推進費12万5,000円。2項清掃費1目清掃総務費182万8,000円の減。3項1目簡易水道費2,913万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費92万5,000円、3目農業振興費1,980万円、4目水田農業経営確立対策事業費116万9,000円の減。

7款1項商工費3目観光費70万円。2項1目地域活性化促進費86万8,000円の減。

次のページをお開きください。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費379万6,000円の減。2項道路橋梁費2目道路維持費90万円の減、3目道路新設改良費388万3,000円の減。3項河川費1目河川総務費52万7,000円の減。

次のページをお願いします。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費2,368万2,000円の減。

9款1項消防費 4目危機管理費324万円。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費21万7,000円、3目スクールバス運行管理費162万4,000円。2項小学校費 1目学校管理費46万5,000円。

次のページを御覧ください。

3校中学校費 1目学校管理費36万円、4目情報教育費3,000円。4項社会教育費 3目生涯学習センター管理費11万1,000円の減。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費6,600万円、2目林業災害復旧費、こちらは財源内訳の変更になります。

次のページを御覧ください。

2項1目公共土木施設災害復旧費 2億2,650万円。

12款1項公債費 2目利子10万3,000円。

それでは、2ページにお戻りください。

令和6年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 6ページをお開きください。債務負担行為の補正のスクールバス運転業務及び村営バス運転業務委託事業に関しまして、1億円以上の補正限度額変更とありますけれども、この目的というか何でこういうことになったのかの経緯をお知らせ願えればと思います。

○議長（海藤邦夫君） 教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらにつきましては、令和4年度から3年間の業務委託が本年度末で終了いたしますので、新たに令和7年度から令和9年度までの業務委託を行うため、債務負担行為をお願いするものでございます。委託業務の内容としましては、スクールバス7台と村営バス清水・作の巻線、清水・大坪線、清水・鳥川線、四ヶ村循環線の4路線の運行経費の運転業務の委託の発注になります。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之議員。

○7番（佐藤雅之君） 17ページの総務費諸費の中で14の工事請負費、17ページの14工事請負費ですが、大変ありがとうございます。地域からも要望があったわけですが、防犯灯設置工事と

ということで早速こういう形で予算化してもらったわけですが、この中身をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） 今の質問にお答えします。内容ですけれども、過日、村長等と協議しまして設置4台を、停電になっても若干の時間の明かりが灯るというタイプの防犯灯を観月の前の橋ありますけれども、あの橋のたもとから肘折防災センターまでの間に4基設置する予定になっています。そのほかに、防災センターの外側の外壁にも1台設置しまして、避難をなされる方々の安全を確保する、担保するという工事でございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかに。斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 27ページの清水地区内水対策工事の工事の内容ですけれども、お示しいただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 清水地区の内水工事に関しましては、各清水の地区代表さんが現地踏査等を役場に申し出まして、私の危機管理室と地域整備課のほうで清水地区内を回らせていただきまして、その結果、応急対策と言っていいのか内水の防止対策として工事いたしました。

内容といたしましては、今の大蔵自動車のところの水路から流入すると言つたらいいか、旧清水堰と土地改良区の水路のはけ口があるわけなんですけれども、その部分からの流入があつて内水被害につながるという原因でしたので、それを防止するため、大蔵自動車のところのゲートありますけれども、スピンドルゲートを新調して新しいものに替えて基本的には密閉するような形で内水を防ぐという工事でございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 前からお願いしていた部分が可能になったと思って確認しておきます。それで、ほかの箇所についてはどうだったのかということで、今回、1か所だけの対策工事ということだけでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 対策しなければいけないという判断したところは、そこだけではございません。ただ、来年もまた雪が解けて梅雨の頃になればまた大雨が来る、大雨の被害があるということを前提としまして、まず、最初に早急に今年度中にやったほうがいいという判断をしたところが今のところでございまして、そのほかの場所につきましては危機管理室と

地域整備課、連絡しながら来年度に向けた予算要求等工事の対応に努めてまいりたいと思って
いるところです。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） これで内水もだんだん収まつてくると思うんです。引き続き、来年度、
次年度と向けて少しづつ解消してもらって、内水を抑えていただきたいと思います。よろしく
お願ひいたします。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 22、3ページの農業費の農業振興費のパワーアップ事業補助金の内容と
中身をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） この事業につきましては、合海地区に在中農家さんが行う米の
乾燥調製施設の建設事業でございます。現在、書類審査が終了しまして、農林水産省の本省の
採択の来るまで来ております。採択されますと、年明けて2月ぐらいに交付決定通知が来ます
ので、それに対応するため、今回補正させていただいたというところでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 稲を乾燥して何を乾燥……。（「米です」の声あり）了解です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 25ページの土木費土木総務費の中の負担金補助金18節です。老朽危険空
き家等除却支援事業ということで、今年度初めて導入したわけですが、この段階で200万円削
除するということはニーズがなかったということもあるんでしょうけれども、今回初めてとい
うこともあってなかなか周知も十分いっていないというのと、なかなか危険な空き家、前私も
一般質問で取り上げたんですが、危険空き家というところから始めるという考え方は分かるん
ですが、危険空き家になる前に何とかしたいというニーズもあるかと思うんです。そういうた
意味で、今回こういうものをつくったということはいいことですが、これに該当するところは
結果的に今の段階でなくて、200万円減額するということだと思うんですが、その辺、今後ど
のように、もう少しこれをやっていくのか。もう少しもっと危険の手前から解消していくとい
うふうに考えるのか。そういうところを何か考えるところはありますか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） まず本年度ですけれども、周知については全戸配付という形で
周知はしております。結果的に申請がなかったということでございます。来年度につきまして

は、来年度の要望ということで各戸に回覧しまして、要望を受付という形を取っておりますが、今の段階では申込みはございません。ただ、御相談という形で来ていらっしゃる方もいらっしゃいますので、来年度も引き続き実施していきたいと思っております。ただ、今御指摘あったような形で、老朽化する前の対策ということなんですが、それにつきましては空き家対策になりますので、アンケート調査の実施とか実態調査に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 質問ではないんですが、老朽化対策ということで危険空き家の部分も引き続き来年度もぜひ実施していただきて、実績を見ながらできれば空き家対策になるんでしょう、そちらも間口を広げるような方向に持つていければと思いますので、何か所見があれば。なければこれは私の意見として言っておきます。すみません。質問なのに申し訳ないです。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 23ページをお願いします。商工費713の18におきまして、庄内最上宿泊促進キャンペーン肘折お得プラン造成補助金とありますけれどもこれの内容と、それからこれによる集客何人ぐらい見込めるかとかそういう見通しを聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） この事業につきましては、このたび7月豪雨で被災を受けた庄内最上地域に対する県の事業で、俗に冬キャンと呼ばれる事業が今行われているところでございます。これは宿泊料3,000円割引という事業になっておりますが、それに合わせて村として肘折温泉に宿泊された方に1,000円の商品券を配付することによって、庄内最上のほかの地区との差別化を図り、集客を進めたいという事業でございます。今のところ、1,000円掛ける1,250泊分ということで積算しております、予算案計上させていただいておりますので、1,250泊を目指してキャンペーンを図っていきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。これは大蔵村の人が泊まりにいくことにも適用するのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 基本的には県のキャンペーンで宿泊予約した方についてという

ことになります。ただ複雑で、今回県キャンペーンが楽天から申し込んだ方のみということになっているという状況もございますが、肘折に宿泊された方、肘折の旅館の中で楽天に登録していない旅館さんもございます。そういった方々に対しましても弾力的に取扱いして、楽天で宿泊されない方についてもこの1,000円の宿泊割引は適用するということで、今進んでおります。村内云々については特に制限ございませんので、そのように承知いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） そういうすばらしい事業でありますので、周知というんですか、それをどうやるのかというのも教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 基本的には楽天のホームページにおきまして県の3,000円割引とともに肘折温泉に宿泊された場合は1,000円割引になりますという、それぞれの旅館さんのメニューとして対応していくことが基本になります。ただ、それ以外の旅館さんもありますので、そういった旅館さんにつきましては使用できる肘折温泉内の商店とタイアップしながらこういう事業をしていくんだという広報を図るということで、今進んでいるところでございます。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。8番斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 29ページの農業災害復旧工事の中身の中で、先日全協で説明は受けましたけれども、作の巻地区の揚水機場の件ですけれども、土地改良区の賦課金には反映されるということを地区の住民の方とはお話しはなっているんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 賦課金に反映されるということはないということで、我々としては把握しています。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 反映されるという話だったんですけども、後で聞いたとき。それは今回の災害復旧工事だけのことで、このポンプは修繕されて一切賦課金には反映されないとの理解でよろしいでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 村としては、今回この事業につきましては国庫補助事業、あとは村のつぎ足し幾らかと、あとは地方債で対応するということになっております。若干の受益

者負担ということで改良区から負担があるとは思います。このたび、激甚災害に当たるということでかなり少ない額にはなると思われますが、そういった自己負担部分を改良区が賦課金で集めるかどういった形で納付するかについては、改良区にお問合せいただければと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番齊藤議員。

○8番（齊藤光雄君） 参考までにお聞きしますけれども、中川地区の場所というのはどの辺でしょうか。私、勉強不足なんですけれども。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 烏川の烏川大橋を舟形側に走りまして、たもとから河川に降りる道路がございます。そこから若干上流のほうに200メートルほど行ったところにポンプ場がございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番齊藤議員。

○8番（齊藤光雄君） これも大蔵村土地改良区に入っている揚水機場ということで理解してよろしいわけでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらは改良区には所属しておりません。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 今のところですけれども、様々なところを復旧ということでありましたけれども、さらにこれより復旧工事に対してかかる見込みであるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 先日、議会全員協議会でも若干触れさせていただきましたけれども、現在、林道主要藤田沢線について山側の崩壊が大変激しいということで、県の治山事業によって山側の対応の後、林道本線の復旧に入らなければならないという状況になっていることから、現在、7年度予算にこの事業費を計上するということで動いておりますので、そういった部分では後ほど、今のところ概算で4,200万円ほどの事業費がかかるということを見込んでおりますので、できれば7年当初予算に計上したいと思っております。また、現在、査定前の設計という形で今回この6,600万円の事業費を計上させていただいておりますけれども、2つの事業について査定により事業費が伸びたという事業がございます。その部分については、後ほど補正させていただいて対応したいと思っております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。あとは、社会的なルールというか行政のルールだと思うんですけども、現状復旧が基本だと思うんですけども、直してもまた同じことになればまた壊れるとかということで元の木阿弥なのではないかとちょっとと思うんです。例えば、上竹野に関してですけれども、ここに当てはまるか分からんんですけども、そういう場合は何か強制化と言つたらいいか少し今度は壊れないような仕組みにするとかということはあるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 農林債だけではないと思うんですが、特に農林債関係につきましては再度被災を防ぐための措置をした工法の選択というのも幅を利かせていただいて採用するということが可能となっております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第88号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第88号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第88号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に93万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,459万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） それでは、補正予算書の34ページをお開きください。

議第88号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,459万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

40ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税438万1,000円の減。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金26万円。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金71万8,000円、2項基金繰入金。

次のページをお開きください。

1目国民健康保険基金繰入金246万5,000円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金100万円の減。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分4万5,000円、2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分1万7,000円、3項1目介護納付金分、こちらは財源内訳の変更です。

34ページにお戻りください。

令和6年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 40ページ、41ページ、国保税の保険税なんですが、438万1,000円の減ということで、過年度分もありますけれども、最近106万円の壁とか130万円の壁とか、あと法人化ということでそれはそれで社会保険的にはその方にとってプラスになる部分もあるんでしょうが、国保としてはそういう状況の中で県への一本化というのが徐々に進んでいるわけなんですが、今回438万1,000円が減になった原因というのは詳しく聞いてみないと分からぬわけなんですけれども、移転とか引っ越しでいなくなったりとか国保から社保に替わったのかとか、

そういう問題があると思うんですが、これだけ多くの金額が減になったのは算定が間違ったわけではないと思うんです。間違ったというか所得の見込みが少なかったということなのかどうか、その部分も含めて要因を教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 令和6年度につきましては、令和6年度の税率算定につきましては令和5年度の所得を基にしたわけですけれども、令和6年度、5年度に比べて農業所得が大幅に減少したということがあります。さらに、団塊の世代が75歳に移行することになって比較的所得のある方が後期高齢者に移行して、その分も減ったということになって、さらに最近、傾向として佐藤議員おっしゃられるように社会保険の適用がかなり強化されておりまして、高額な所得者の方が社会保険に移られて100万円200万円という単位で社会保険に行かれてしまうというケースがあって、大変こちらとしても危惧している状況です。令和7年度についてはそういう状況も見込んで、ある程度所得とか交付金とかが確定した段階で算定を今のところ考えている状況です。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） これまで基金の運用だとかで引下げなどもやりましたけれども、今社会情勢全体が、今中島課長も言われているような形で、働き方改革や手取りを増やすという中で保険への加入、それが主流になることはその方にとっては社会保障上はプラスになる側面もあるとは思うんですが、国保財政としてはなかなか厳しい局面にまた來たと。今まで言っていたことと主張が違うように感じるかもしれません、今まで国保税減らしてくれと言っていたわけですが、ここに来て社会保険の適用拡大とともに弱小というか、小規模自治体のこういった税務徴収が難しくなっている。そういう中で、県単位ということになるわけですが、できるだけ早く統一化したものとして県にも、もちろんスケジュールは決まっているのでそれを早めるというのはなかなか難しいでしょうが、それより早く社会保険適用が進んでいくような情勢でもあるので、その辺をにらみながらやっていただきたいと思うんですが、何か村長のほうで考えがあれば。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から御指摘があったように、山形県としては早期にということをしていたわけで、ただ、この段に来て35市町村がようやく一本化になるということの兆しがあるようあります。そういうことの中で、議員おっしゃるとおり、保険者といいましょうかそういう負担をできるだけ少なくするというためにも県が一本になって、そして

私の今の職が国保連合会の理事長ということ、立場もありますので、その辺も踏まえながら国、県、そういったところにも要望活動、そういったことも重きを置いて実施してまいりたいと思っているところであります。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 45ページを開いてください。18節一番上の出産育児一時金がありますけれども、減額ということは子供の数が少なかったという話でありまして、これは国保特会に限っての話ではないと思うんです。ここで質問するのはおかしいと思うんですけれども、現状こうやって少ない状況でありますから、これを村としてはどうやって打開していくのかとそういう一手があるのか。私もずっと考えているんですけども、なかなか結果が出ないということです。その辺は村としてどうお考えかお聞きしたいと思います。村長にお願いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この問題については、今伊藤議員から村としての対策、あるいは重きを置いて考えていることということなんでしょうけれども、いつもこの問題のときに私は特効薬はないというお話を来てまいりました。大蔵村でも出生祝金だったり入学祝金だったり、あるいは住宅の整備だったりいろいろなことをしてまいりました。一番当たったのが、振り返ってみると子育て支援住宅どんぐりでした。あれが県で一番早くやったということで、最上地域はもちろんありましたけれども、いろいろなところから移住してきたということ、ただ、まるっきり大蔵村に関係ない人ではなく、奥様とかあるいは旦那様とか何か大蔵村に縁がある、大蔵村出身だったりあるいは親戚だったりということの縁があっておいでになる方が多かったようになります。それに続きまして、勤務地の問題が出てまいります。そういうことで、私はライフラインの最たるものとして道路の整備、それを進めてきたわけですが、いかに短時間で安全に勤務地まで行けるのかということで、住むのは大蔵村、そして働くのはよその地域でもいいでしょうという思いで道路の整備にも努めてまいりました。この間、職員のほうにもお話し申し上げた、朝礼のときに。総務省の次官クラスの役職の方がお話をされたことがあります。今、大蔵村ならず日本全国が人口減ということなのだそうであります。東京が一極集中で増えているということですけれども、これも間もなく逆に減少の方向に進んでいくだろうというお話をございました。結局、都会そのままの方々はそんなに人口が増えているのではないのです。田舎から上京する方、あるいは移住する方、向こうに移住する方が仕事の関係、学校関係、そういったことで都会に行く人が非常に多くなっているということ、併せて賃金格差という課題があって、今そういうことになっている。ただ、これももう数年だと

いう彼の分析でした。そういった中で、お互いの人の奪い合い、自分の自治体はこうだから、あるいは例えばよその町村よりもこの部分が優れているということで引っ張り合いするのももうすぐ終わりになるだろうということでありました。これは財源の問題だそうです。ですから、例えば大蔵村でこれから 1 つの施策でほかの市町村でやっていない突飛なことをやって人を集めたにしても、周りの町村から人を奪うという言い方は変ですけれども、言葉の言い方変ですけれども、そういうことになってしまふんです。それでは何の解決策にもならないということで、長続きもしないということでありました。ですから、その人が極論で言うことは、今自分たちの各自治体に住んでいる方々を大事にした運営をやっていただきたい。なおかつ、減らさないようにということで、減っていくにしてもそのグラフ、人口のグラフですけれども、穏やかに減るような形、そういう努力をするのがベストなのではないか、ベターではなく。それしかないだろうということでありました。付け加えると、それからその自治体にいろいろな資源、よそにはない資源、そういったものもあります。そういったものをしっかりと活用すると言いましょうか、そういうことでその地域に住まわれている方々の幸福感を感じさせると言いましょうか、そういうことでその地域にいていただけのこと、例えば大蔵村の減は、マイナスは雪が多いということが一番だと思うんです。この雪が多いというものを解決することはできません。ですけれども、別の部門で何かその雪をよく言われる利雪、落雪、新雪ということもありますけれども、その部分はやっても私はそんなに人口を保つためのことにはならないと思っています。理想のような話になりますけれども、ただ、それでも指をくわえて見ているわけにはいかないと思います。その自治体なりの特性を生かしながら町政運営、村政運営をやっていかなければならぬと思ってございます。振り返って大蔵村では何がいいのかというと、人口が少ない上にできること、微に細に入りいろいろな手立てで村民の利便性なり親切度ということですが、そういうことを非常にアピールしていると私は思ってございます。よくこの村に住んでいる方々はこの村が好きだから住んでいただけたということをおっしゃいます。その好きだということは自分がその地域に生きていて生きがいを感じることだと思うんです。その生きがいを何とか見つけさせるような工夫をしていかなければならぬと思っています。ただ、いかんせん、若い女性が少ないということイコール子供が生まれてこないということになります。また、1 人の女性が産む数というのは減ってきてています。そういうことの全ての原因が少子化につながっていると思いますので、今できること、高望みをしないで今できることを我々役場、そして議員の皆様方、そして村民の皆様方が一緒になって考えていかなければならぬ課題かと思

います。伊藤議員が常に言っていらっしゃる住むところの確保、そういうことも一つ大事なことになるのかということは考えてございます。ただ、財源にも限りがございます。1つの事業をすることによってその他の村政運営に支障が来すようなことはできません。今回、庁舎建設があってそれはそれとして計画されていたものですから、それなりの蓄えもあり、計画的な建設になってございます。今回の災害というのは予定されたものではありません。（「議長、ちょっと質疑ではないのではないか。質疑なんですか」の声あり） そうなんですか。私はそれに親切丁寧に答えているんですけれども。

○議長（海藤邦夫君） 村長に言いたいこと言ってもらって、それでいいじゃないですか。

○村長（加藤正美君） ということで、私は考えてございます。今言わされたからやめたわけではありません。そのところで区切りをつけてやめようと思っていたところです。佐藤議員についてはそうおっしゃったのならそれはあなたの、私は勝手ではないですけれども、私は伊藤議員に対して答えているわけですので、その点、わきまえてください。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 一般質問並みの答弁になってしまい、どうもありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 1つ。今の伊藤議員の質問というのは一口で答えられるものではないでしょう。反論するわけではないですけれども、だったら、質問の内容を限定して言ってください。それについてだったらしっかり答えますので。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第6 議第89号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第89号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第89号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に1,040万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,535万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては、「第2表 地方債補正」記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より、議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の48ページを御覧ください。

議第89号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,535万3,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

51ページを御覧ください。

第2表 地方債補正

変更であります。起債の目的、過疎対策事業債。補正前の限度額480万円、補正後の限度額620万円。合計、補正前の限度額480万円、補正後の限度額620万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

56ページを御覧ください。

2 岁入であります。

1 款診療収入 1 項外来収入 1 目国民健康保険診療収入100万円の減、 5 目その他の診療収入1,414万円。

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目診療費補助金253万8,000円の減。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金199万3,000円の減。

6 款 1 項諸収入 1 目雑入40万円。

7 款 1 項村債 1 目診療債140万円。

次のページを御覧ください。

3 歳出です。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費994万7,000円。ここで節について説明させていただきます。10節の需用費、医薬材料費の1,064万8,000円につきましては新型コロナワクチンのワクチン代を計上しております。続きまして、17節の備品購入費の備品購入費につきましては、診療所の F F 暖房機の故障により 1 台分の新たに暖房費を購入するために計上した内容であります。

2 目医師住宅管理費46万2,000円。

48ページに戻って、本文を御覧ください。

令和 6 年 12 月 5 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 56ページ、57ページのその他の診療収入、先ほどのワクチンですか、そちらに関係するのかもしれません、医薬材料費に関係するのかもしれません、1,414万円というのは、これは自主診療ということでワクチン等の接種を考えての予算なんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） そうです。そのような形で1,414万円としまして医薬分、医科分の1,364万円につきましては接種料、新型ワクチンの接種料の金額です。歯科分につきましては自主診療ということで保険適用外になった、例えばインプラントの急な手術者が来たものですから、その人たちの分を見込んで50万円を計上して、合計で1,414万円とした内容であります。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 1,364万円が医科分ということなんですが、ワクチン接種でこれだけと

いうと単価で割ると何人分を想定しているのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 内容につきましては、ワクチン代が1人当たり1万2,100円、接種の初診料とか注射技術料という診療報酬があるんですけれども、その技術料としまして3,310円、合計で1万5,410円になるんですけれども、診療所の接種料としまして1万5,500円として決定いたしました。それに計画人口、65歳以上の人口の大体約70%を想定しまして880人の接種者ということで1,364万円のライン計上したものになります。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） そういう単価だということで、分かりましたが、結構な金額になるんだな。今まで無料で受けていたということもあったわけなので、この間の一般質問に戻ってはあれだけれども、有料になったということでワクチンの有用性とかというのはいろいろあると思うんですが、それだけの方が受けてくれればいいんですけれどもというところですが、比較的順調に接種は進んでいるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 診療所で接種している分についてお答えいたします。11月末現在で計画接種者数は880人に達しまして、11月末で332名、接種率は37.7%であります。思っていたよりは接種者数が少ない状況であります。一般の方についてはほとんど、何人かは接種として来ているんですけれども、接種料が1万5,500円ということがありまして、問合せはあるんですがなかなか一般の人は接種する方が少ないという状況であります。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 今の金額に対してですけれども、金額が結構高額であります。算出根拠も今おっしゃってもらったんですけれども、これは当初で計上はできなかったんですか。

○議長（海藤邦夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 新型コロナワクチンの65歳以上の接種というのは、年度途中に通知が来た内容でありますて、診療所に入ってきた内容というのが新たな公益接種なものですから、県から医師会、県医師会、最上医師会を通して大蔵村診療所に通達が来るわけなんですが、その通達された日が8月19日ということで、9月議会の予算締切も越えていた状態です。そこから急遽、摂取料の設定とか関係機関との調整も図りまして計上したものですから、この12月議会に計上させていただいたということになります。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、

質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第90号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第7、議第90号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第90号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に2,538万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,834万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 補正予算書の62ページをお願いいたします。

議第90号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,538万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,834万4,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

68ページをお願いいたします。

2 岁入でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金728万8,000円、2項国庫補助金6目介護保険事業費補助金80万円の減。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金787万円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金364万4,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金68万2,000円、2項基金繰入金1目介護保険介護給付基金繰入金670万4,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費376万2,000円の減。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費2,500万円、2目地域密着型介護サービス給付費130万円、6目居宅介護サービス計画給付費180万円。2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費60万円。

次のページをお願いいたします。

3目介護予防福祉用具購入費15万円、4目介護予防住宅改修費30万円。

62ページにお戻りください。

令和6年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 71ページ、お願いします。

211の18ですけれども、居宅介護サービス給付費が2,500万円も増えています。ピンピンピックをしたり介護予防を大蔵村で力を入れてこの3年間介護する人が減っているという効果が目に見えてあるという話だったんですけども、ここに来て2,500万円も増えたというその経緯、個人個人の話になると思うんですけども、押しなべてどういう状況なのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 今まで、ここ数年介護度認定を受けてサービスを使う人が少なかつたんですけども、ここに来て、今年給付費がこの補正予算額を見ても分かるとおり介護認定を受けてサービスを使う人が増えてきているような状況です。このままでいくと、本年度から3か年間、保険料も下げておりますので恐らく基金を取り崩して、今1,100万円ほどの基金取崩しの予定をしておりますけれども、また年度末に向かってサービスを受けるような人がいると3月にまた給付費の増額補正が生じる可能性があります。個人個人のあれなんですか

れども、最近サービスを受ける人が増えているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 考えとしては、ピンピンピックをしたり夏場は輪投げとかそういうのをしていますので、効果が出ているというところで本当にぎりぎりになってこういう介護認定されたのかと思うんですけれども、今の現状に対してどういう対策を取っていくかというのはなかなか難しいと思うんですけれども、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） あくまでも、夏の間は輪投げ、今おっしゃられたように冬の間は外になかなか出られないで中でいろいろその大会に向けて日々訓練というか体を動かす方はいますけれども、それは老人の高齢者の中のほんの一部分ですので、その方々が人数が増えるような施策を今後とも、今までもやってはきているんですけれども、同じ人ばかりではなかなか効果が上がらないと思いますので、体を動かすことをする高齢者の方々が増えるような施策を今後とも頑張って推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第91号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第91号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第91号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について業務の予定量につきましては第2条に、収益的収入及び支出については第3条に、資本的収入及び支出については第4条に、企業債については第5条に、議会の議決を得なければ流用することのできない経費については第6条、他

会計からの補助金については第7条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の76ページをお開きください。

議第91号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算（以下、予算という）。第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

事項4号、主要な建設改良事業。簡易水道水源整備工事。既決予定量400万円、補正予定量400万円の減、計はございません。白須賀地区配水管布設工事、既決予定量630万円、補正予定量630万円の減、計はゼロでございます。

第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明させていただきますので、84ページをお開きください。

令和6年度実施計画明細書

収益的収入及び支出で収入でございます。

1款水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計繰入金6万円、3項特別収益 1目他会計補助金509万6,000円の減、9目その他特別利益509万6,000円。

支出でございます。

1款水道事業費用 1項営業費用 4目総がかり費6万円。

資本的収入及び支出。

収入でございます。

1款資本的収入 1項 1目企業債1,380万円、4項補助金 3目他会計繰入金2,410万円の減。

支出でございます。

1款資本的支出 1項建設改良費 2目単独事業1,030万円の減。

76ページにお戻りください。

第5条から読み上げさせていただきます。

（企業債）

第5条 予算第2条中起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、簡易水道事業債。補正前の限度額300万円、補正後の限度額870万円。辺地対策事業債、起債前の限度額300万円、補正後の限度額860万円。災害復旧事業債、補正前の限度額はございません。補正後の限度額250万円。

(議会の議決を得なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中1,360万3,000円を1,366万3,000円に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中1億4,042万6,000円を1億1,129万円に改める。

令和6年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第92号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第9、議第92号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第92号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について主要業務の予定量につきましては第2条に、収益的収入及び支出については第3条に、資本的収入及び支出については第4条に、企業債については第5条に、他会計からの補助金については第6条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の88ページをお開きください。

議第92号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）。

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度大蔵村下水道事業会計予算（以下、予算という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

事項、4号。主要な建設改良事業、清水浄化センター無停電電源装置更新工事。既設予定量300万円、補正予定量179万円の減、計121万円。

第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明させていただきます。

95ページをお開きください。

令和6年度実施計画明細書

（収益的収入及び支出）

収入でございます。

1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計繰入金80万8,000円。

支出でございます。

1款下水道事業費用1項営業費用3目処理場費35万2,000円、3項特別損失9目その他特別損失45万6,000円。

次のページをお願いします。

（資本的収入及び支出）

収入でございます。

1款資本的収入1項1目企業債2,270万円、4項補助金3目他会計繰入金2,449万円の減。

支出でございます。

1款資本的支出1項建設改良費2目単独事業179万円の減。

88ページにお戻りください。

第5条から読み上げさせていただきます。

（企業債）

第5条 予算第5条中起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額280万円、補正後の限度額1,420万円。過疎対策事業債、補正前の限度額270万円、

補正後の限度額1,270万円。辺地対策事業債、補正前の限度額はございません。補正後の限度額130万円。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中1億5,177万7,000円を1億2,809万5,000円に改める。

令和6年12月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで日程の追加があります。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（海藤邦夫君） 会議を再開します。

日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま加藤村長から議第93号から議第100号までの8件の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議第93号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第1、議第93号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいまは追加提案を承認いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、追加分の提案理由を申し上げます。

議第93号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国の人事院及び山形県人事委員会の勧告を受け、村一般職の給与の改正を行うものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第93号を御覧ください。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中、41万5,600円を41万6,600円に改め、同項第2号中5万1,100円を5万1,600円に改める。第25条第2項中、期末手当基礎額の次に、6月に支給する場合にはを、100分の122.5の次に、12月に支給する場合には100分の127.5を加え、同条第3項中100分の68.75と次に、100分の125とあるのは100分の71.25とを加える。第26条第2項第1号中、加算した額にの次に、6月に支給する場合にはを、100分の102.5の次に、12月に支給する場合には100分の127.5を加え、100分の107.5を加え、同項第2号中勤勉手当基礎額にの次に、6月に支給する場合にはを、100分の48.75の次に、12月に支給する場合には100分の51.25を加える。

続いて、第27条第2項中1万7,800円を1万9,800円、1万200円を1万1,400円に、7,360円を8,200円に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。こちらの第1条につきましては令和6年度分の給与改定もしくは期末勤勉手当の支給額を0.9を支給するためございます。第27条については寒冷地手当の変更で改正するものでございます。第2条につきましては、令和7年度からの改正内容となります。

第2条 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の125に改め、表上第3項中、100分の122.5とあるのは100分の68.75と、100分の125とあるのは100分の71.25を100分の125とあるのは100分の70に改める。

次のページを御覧ください。

第26条第2項第1号中、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を100分の105に改め、同項第2号中、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を100分の50に改める。

附則 施行期日等。

1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大蔵村一般職の職員給与に関する条例（以下、改正後の給与条例という）の規定は、令和6年4月1日から施行適用する。

給与の内払い

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすということです。

令和6年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩します。

再開は13時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

追加日程第2 議第94号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第2 議第94号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第94号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、県の特別職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、村の特別職の給与を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第94号でございます。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条第3項中、100分の122.5とあるのは100分の167.5を、100分の127.5とあるのは100分の177.5に改める。第5条第2項第1号中、1万7,800円を1万9,800円に改め、同項第2号中、1万200円を1万1,400円に改め、同項第3号中7,360円を8,200円に改める。

第2条 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条第3項中、100分の127.5とあるのは100分の177.5を、100分の125とあるのは100分の172.5に改める。

附則 施行期日等

1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（以下、改正後の特別職給与条例という）の規定は、令和6年11月1日から適用する。

期末手当の内払い

3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び寒冷地手当は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当及び寒冷地手当の内払いとみなす。

令和6年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

この議案の中身については、先ほど御説明申し上げましたのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議第95号 新庁舎用地造成工事（第1工区）請負契約の一部変更について

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第3 議第95号 新庁舎用地造成工事（第1工区）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第95号 新庁舎用地造成工事（第1工区）請負契約の一部変更について。

この議案は、新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負契約の一部を変更するものであります。詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第95号 新庁舎用地造成工事（第1工区）請負契約の一部変更

について。

令和6年5月16日に建設工事請負契約をした新庁舎用地造成工事（第1工区）について、下記のとおり、変更請負契約を締結するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前が9,328万円、変更後1億400万5,000円
- 4 契約の相手方 山形県最上郡大蔵村大字清水2309番地の1
株式会社八鍬土建 代表取締役 八鍬欣治

令和6年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議第96号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第4 議第96号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第96号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に4,150万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,280万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議ください

ますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、追加提案の補正予算書の2ページをお開きください。

議第96号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,280万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、8ページをお開きください。

2 歳入

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金4,139万9,000円。

20款諸収入4項5目雑入10万1,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款1項1目議会費81万8,000円。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費621万円、12目諸費52万1,000円、14目36万1,000円。

次のページをお開きください。

2項徴稅費1目稅務総務費171万3,000円、3項1目戸籍住民基本台帳費54万4,000円。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費100万1,000円、2目国民年金費58万2,000円。

次のページをお願いいたします。

3目老人福祉費12万4,000円、5目国民健康保険費17万5,000円、2項児童福祉費1目児童福祉総務費424万2,000円、2目児童福祉施設費627万3,000円。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費478万8,000円、3項1目簡易水道費63万7,000円。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費183万1,000円。

次のページをお開きください。

7款1項商工費1目商工総務費39万8,000円、3目観光費72万5,000円。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費38万9,000円、2項道路橋梁費3目道路新設改良費66万2,000円。

次のページをお願いします。

5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費29万9,000円。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費326万6,000円、2項小学校費1目学校管理費236万3,000円。

次のページをお開きください。

3項中学校費1目学校管理費154万9,000円、4項社会教育費1項社会教育総務費45万円、2目公民館費14万5,000円、3目生涯学習センター管理費45万円。

次のページをお開きください。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費47万3,000円。

それでは、2ページにお戻りください。

令和6年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 今回の全体を通しての質問になるんですけども、給料上げると人事院からの勧告ということで、こういうこと言うとちょっと難しいから何とも表現のしようないんですけども、国とか県から上げろと言われて上げた形になるんですけども、村の予算はもともと基金等あるからと流動的な部分あると思うんですけども、いきなり上げろと言われて基金を流用してというか基金を取り崩して給料に反映させた。そうすると、国や県は言いつ放しというわけではないと思うんですけども、ある程度その財源というのは来年以降来るという見通しなのか。そこら辺、聞きたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） その財源についてでございますけれども、今国で普通交付税の増額の予算の措置といいますか国会で討議しているようでございます。その分がこちらに、金額についてはまだ何も通知が来ていませんので分からない、把握していないところでございますけれども、そのような分である程度は手当てできるということでございます。翌年度以降も多分その分は普通交付税の人物費、各費目ごとに人物費という項目がございますので、そちらに

分かれて計上になってくると考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議第97号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第5、議第97号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第97号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に430万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,966万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の28ページを御覧ください。

議第97号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,966万1,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

34ページを御覧ください。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金430万8,000円。

次のページを御覧ください。

3 歳出です。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費430万8,000円。

28ページに戻って、本文を御覧ください。

令和6年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議第98号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第6、議第98号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第98号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に64万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,898万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 補正予算書の40ページをお願いいたします。

議第98号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,898万4,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

46ページをお開きください。

2 岁入でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援事業交付金その他の地域支援事業24万6,000円。

5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金その他の地域支援事業12万4,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1項一般会計繰入金12万4,000円、2項基金繰入金1目介護保険介護給付基金繰入金14万6,000円。

次のページをお開きください。

3 岁出でございます。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業費20万2,000円、4目生活支援体制整備事業費43万8,000円。

それでは、40ページの本文にお戻りください。

令和6年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議第99号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第7 議第99号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算

(第6号)を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長(加藤正美君) 議第99号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算(第6号)。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について収益的収入及び支出については第2条に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については第3条に、他会計からの補助金については第4条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(海藤邦夫君) 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長(早坂健司君) 補正予算書の52ページをお開きください。

議第99号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算(第6号)。

(総則)

第1条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出につきましては実施計画明細書で説明させていただきます。59ページをお開きください。

令和6年度実施計画明細書 収益的収入及び支出

収入でございます。

1款水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計繰入金63万7,000円。

支出でございます。

1款水道事業費用 1項営業費用 4目総がかり費63万7,000円。

52ページにお戻りください。

第3条からは読み上げさせていただきます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条中1,365万2,000円を1,423万7,000円に改める。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中1億1,129万円を1億1,192万7,000円に改める。

令和6年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(海藤邦夫君) 説明が終わったので、質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑がな

いようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議第100号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第8、議第100号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第100号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第5号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について、収益的収入及び支出については第2条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については第3条、他会計からの補助金については第4条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の62ページをお開きください。

議第100号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第5号）。

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出につきましては実施計画明細書で説明させていただきます。69ページをお願いします。

令和6年度実施計画明細書 収益的収入及び支出

収入でございます。

1款下水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計繰入金29万9,000円。

支出でございます。

1款水道事業費用 1項営業費用 6目総がかり費29万9,000円。

62ページにお戻りください。

第3条からは読み上げさせていただきます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条中691万8,000円を720万円に改める。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中1億2,809万5,000円を1億2,839万4,000円に改める。

令和6年12月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第4回大蔵村議会定例会を閉会します。

御審議、誠に御苦労さまでございました。

午後1時31分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員